

研修員受入事業特別案件調査 (地域開発分野新規コース事前調査)

1997年3月

JICA LIBRARY



J 1139275 101

国際協力事業団
北海道国際センター (札幌)

北海七

JR

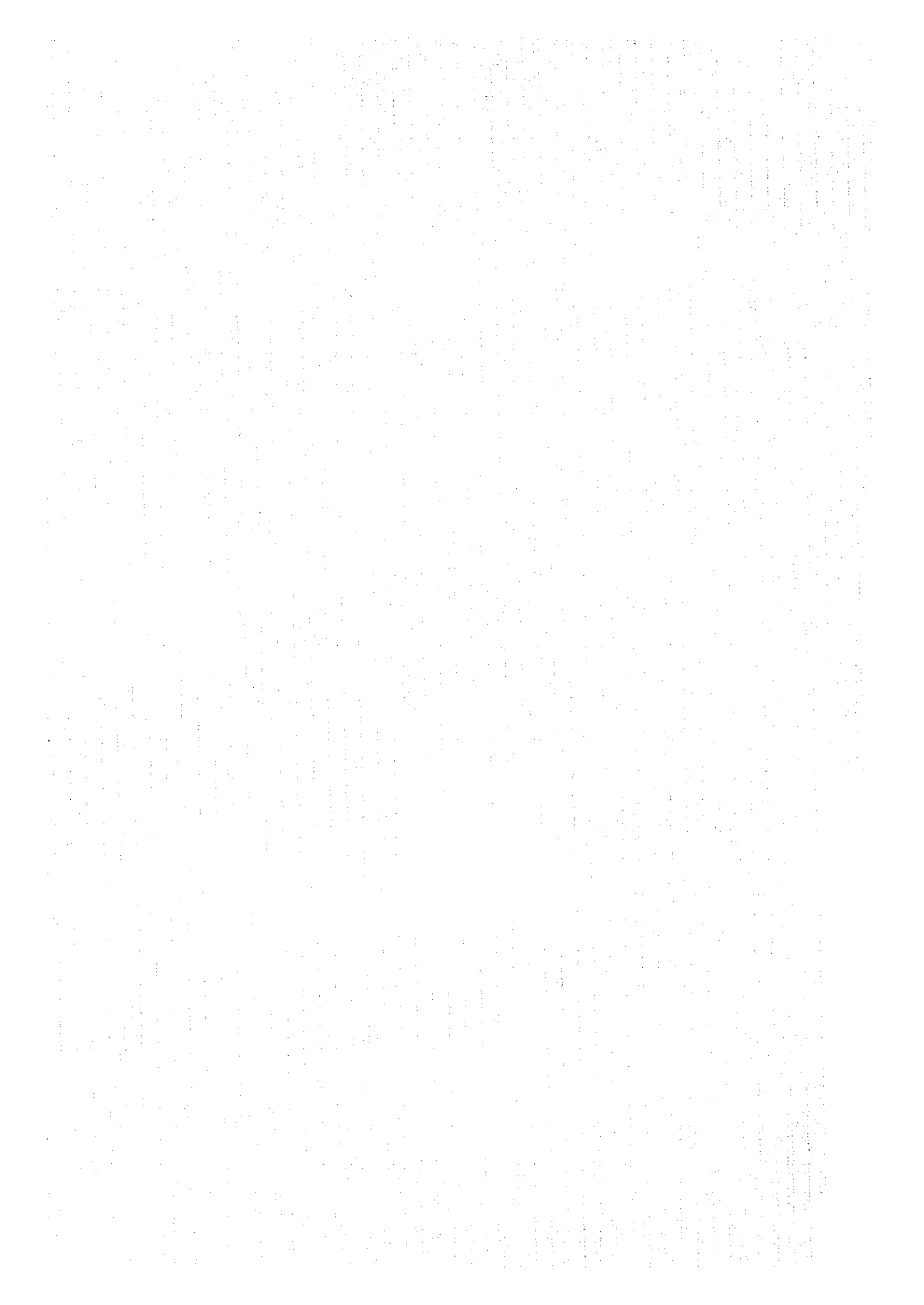
96-2

研修員受入事業特別案件調査 (地域開発分野新規コース事前調査)

1997年3月

国際協力事業団 北海道

JICA
709
34
HIC
BRARY



研修員受入事業特別案件調査 (地域開発分野新規コース事前調査)

1997年3月

国際協力事業団
北海道国際センター (札幌)



1139275 (0)

は じ め に

この報告書は、1996年度から国際協力事業団北海道国際センター（札幌）の事業拡大に伴い新たに開設されることに決まった「ペルー国別特設地域開発計画指導者セミナー」及び1993年度より96年度までに3回実施された「チリ国別特設地方開発計画セミナー」に関し、今後より効果的・効率的な研修コースを実施していく上で必要な情報を収集し、相手国政府の意見を調査した結果を取りまとめたものです。

この報告書は、当該研修コースの実施のみならず、北海道開発局の協力を得て実施している地域開発分野の特設コース内容の充実を図る上でも大いに役立つものと期待されます。

今回の調査実施に当たってご協力をいただいた北海道大学、北海道開発局、在ペルー、チリ日本国大使館他多くの関係者の方々に深甚なる謝意を表すと共に、今後の本件研修コース実施に当たっても一層のご支援、ご協力をお願い申しあげる次第です。

1997年3月

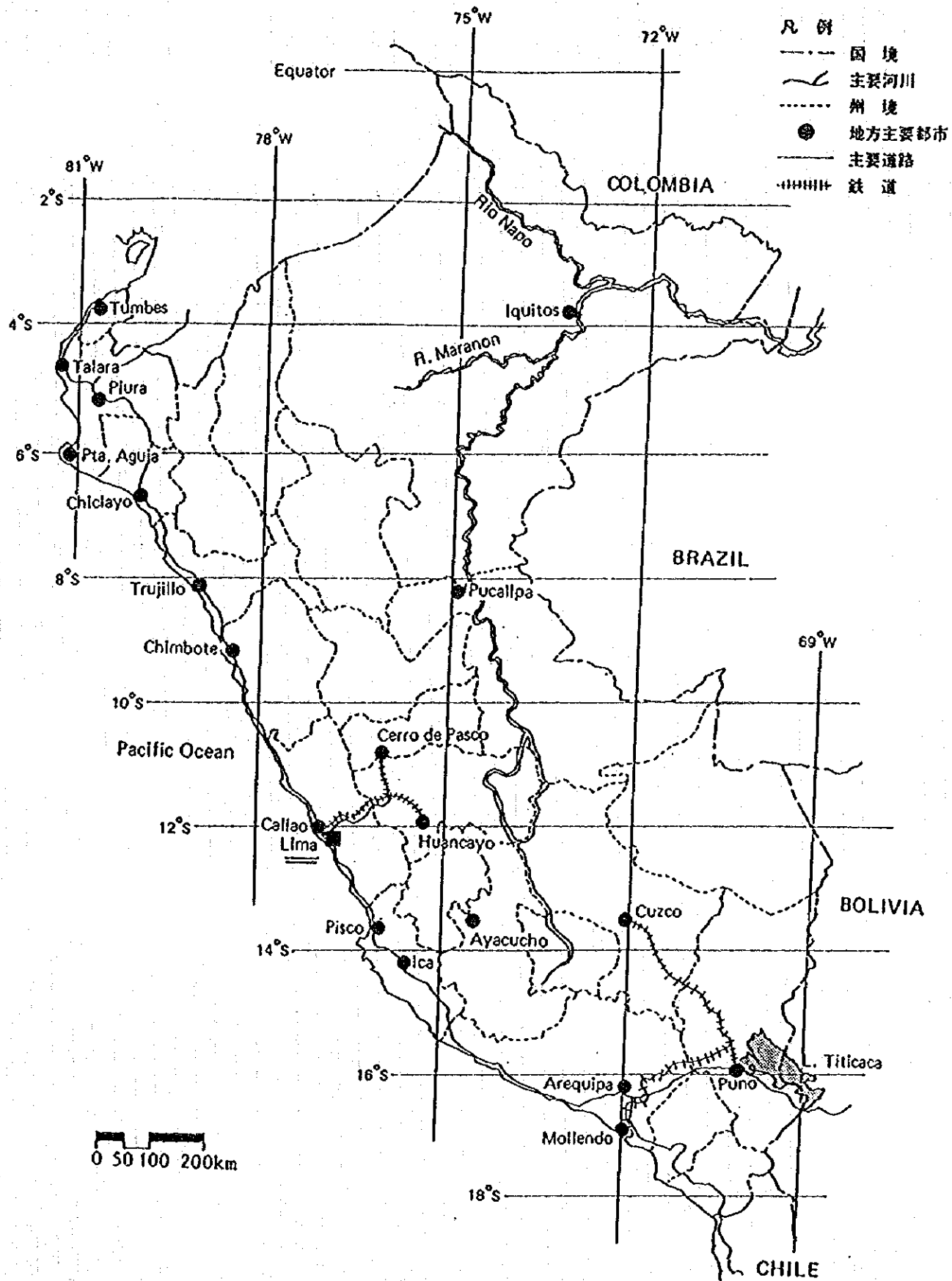
国際協力事業団
北海道国際センター（札幌）
所長 長 島 俊 一

目 次

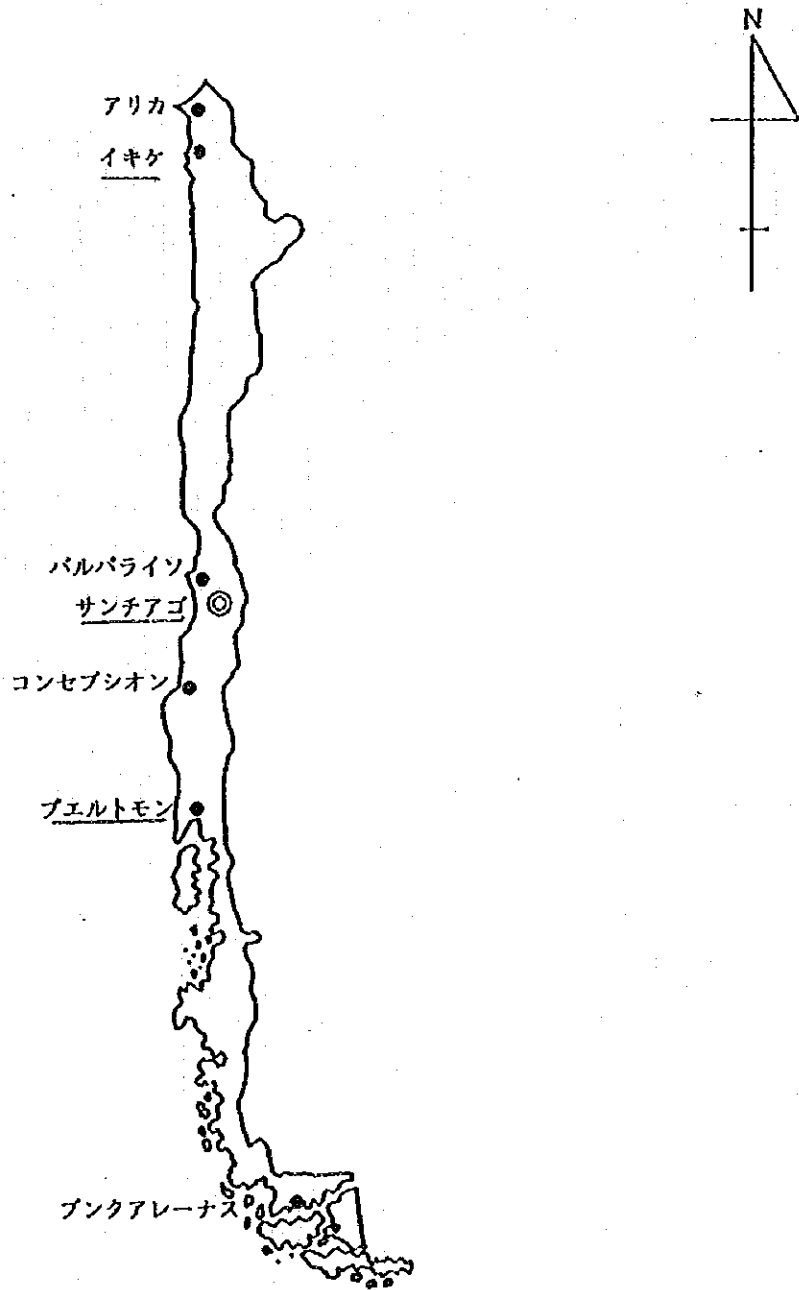
はじめに
位置図
写 真

I. 調査団の概要	1
I-1. 派遣の経緯と目的	1
I-2. 調査団の構成	1
I-3. 調査日程	1
I-4. 主要面会者	3
II. ベルー地域開発計画指導者セミナーにかかる調査事項	5
II-1. ベルーにおける地域開発体制	5
II-2. ベルーの地域開発の現状	7
II-3. 研修コースにかかる調査結果及び会議録	10
II-4. 研修コース実施に向けての留意事項	12
III. チリ地方開発計画セミナーにかかる調査事項	13
III-1. チリにおける地域開発体制	13
III-2. チリの地域開発の現状	14
III-3. 研修コースにかかる調査結果及び会議録	19
III-4. 研修コース実施に向けての留意事項	21
IV. 調査総括・提言	23
V. 別添資料	25
V-1.	25
① ベルー地域開発計画指導者セミナーG. I. (案) 一改訂前	25
② ベルー地域開発計画指導者セミナーG. I. (案) 一改定後	30
V-2. ベルー地域開発行政組織参考資料	35
V-3. チリ地方開発計画セミナー帰国研修員質問票、回答及び集計・分析結果	42
V-4. チリ地方開発計画セミナー帰国研修員報告書(翻訳)	109
① 日本における地方開発計画研修にかかる報告書	109
② 日出ずる国の隣り	138
V-5. 参考資料(調査団調査概要)	153

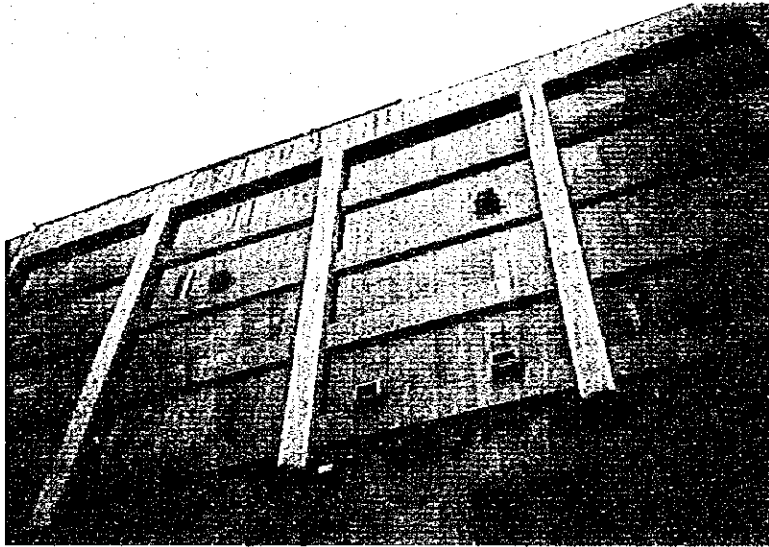
ペルー国概要図



チリ国概要図



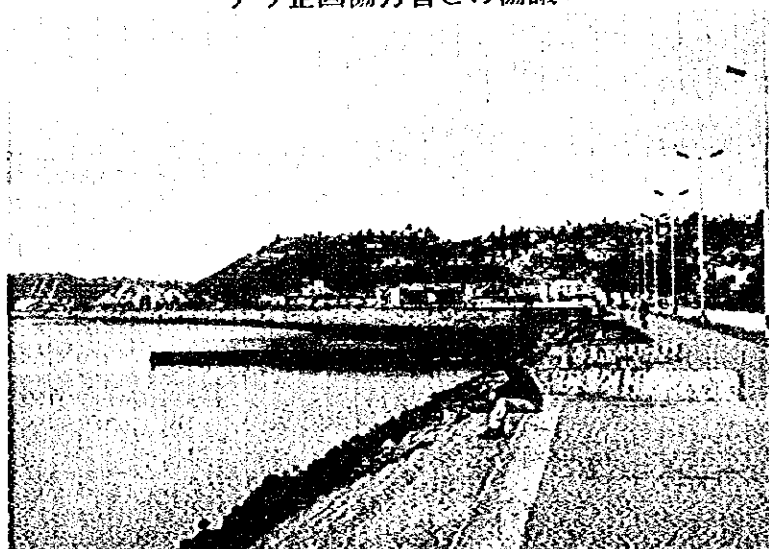
〈広域〉
一般商業債務繰り延べの為の中銀に対する再融資
商品借款
債務繰り延べ



ペルー大統領府



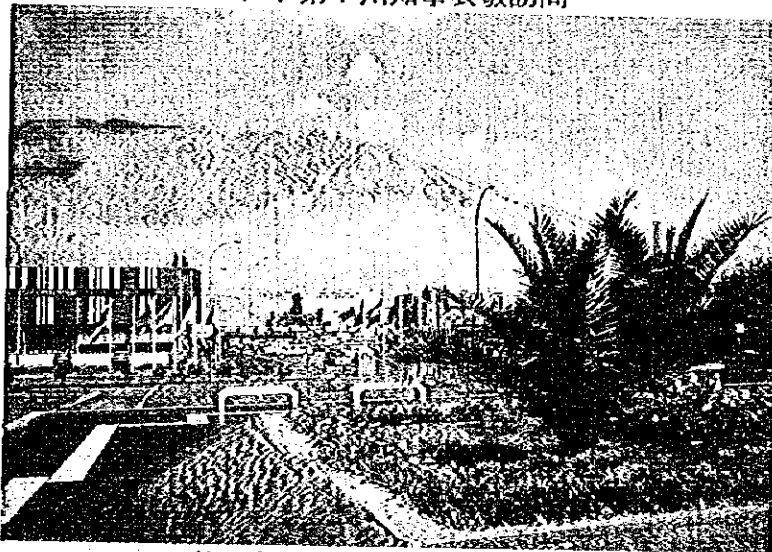
チリ企画協力省との協議



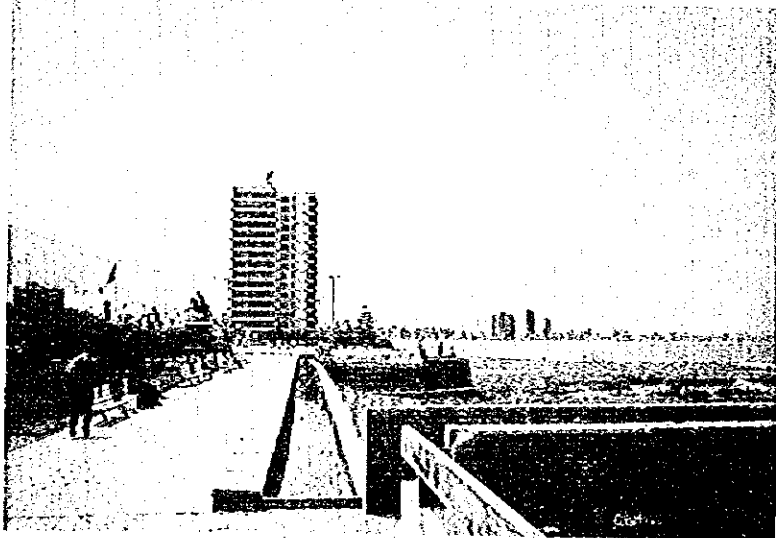
チリ第10州プエルトモントの街並み



チリ第1州知事表敬訪問



チリ第1州イキケの Duty Free Zone



イキケの街並み

I. 調査団の概要

I-1. 派遣の経緯と目的

近年、わが国が実施する開発途上国への技術協力の中でも途上国内の地域間格差の是正が年々重要性を増してきている。

平成8年度に北海道国際センター（札幌）で実施される33コースの集団型研修コースにおいても、北海道開発局の協力の下に実施している地域開発分野の研修コースは6コースを占めるに至った。

世界でも稀にみる成功例である北海道開発の事例紹介を基本とした当該分野における研修のニーズは今後もますます高まっていくと思われる。

一方、ペルーにおいてはフジモリ政権下、現在40万人いると想定される極貧層を西暦2000年までに半減することを目標とした「貧困対策」が最重要課題であるが、その具体的施策ともなる地方開発プロジェクトの計画策定・実施上、効果的な案件の形成・実施管理・モニタリング・評価を行い得る人材育成が不可欠であるとの認識に基づき、同国の中央・地方関係各機関の担当者を一堂に集め、わが国の地方開発の実例に基づいた研修を実施して欲しい旨わが国政府に正式に要請された。

これを受けて97年2月より北海道開発局の協力の下、新規案件としてペルー特設「地域開発計画指導者セミナー」を実施することに決定したが、効果的かつ効率的な研修計画の策定及び運営を進めるに当たりペルー国の社会経済状況、開発課題を事前に把握する事が不可欠であるとの判断により、本件調査団を派遣するに至った。

また、北海道開発局の実施する研修コースの一つであるチリ国別特設「地方開発計画セミナー」は今年度までで3回の研修を終了するに至っているが、チリ側では過去の研修成果を国内の地域開発計画策定において活用しようと熱心に取り組むとともに、今後の本件研修内容についてより効果的なものを求める声が高まってきている。

こうした状況に鑑み、今後の同コース実施の上でよりチリ国側の具体的な要望に添った研修計画を策定するため、今回の調査団をチリ国にも併せて派遣するに至った。

I-2. 調査団の構成

分野構成	氏名	役職
(1) 総括・団長	井上 久志	北海道大学経済学部教授
(2) 事業計画	山口登美男	北海道開発局建設部道路計画課課長補佐
(3) 開発計画	佐藤 肇	北海道開発局局長官房開発計画課国際室長
(4) 計画・運営	中野 勉	国際協力事業団北海道国際センター（札幌）研修課

I-3. 調査日程

日順	月日	曜日	訪問機関、面会者、調査すべき事項、収集すべき資料等
1	11/10	日	17:20 成田発（JL 62便） 09:55 ロス着 23:59 ロス発（AR 1385便）
2	11/11	月	11:40 リマ着（AR 1385便） 15:00 JICA ペルー事務所打ち合わせ 17:00 日本大使館表敬
	11/12		09:30 ペルー大統領府と地域開発計画指導者セミナーのコース内容にかかる協議

3	11/12	火	16:30 日本大使館へ協議結果報告 17:30 JICA ベルー事務所へ協議結果報告、今後の対応方針打ち合わせ
4	11/13	水	09:20 リマ発 (UA 973便) 14:40 サンチャゴ着
5	11/14	木	10:00 大使館表敬訪問 12:00 JICA 事務所打ち合わせ 15:00 企画協力省大臣表敬 15:30 企画協力省地域開発部との打ち合わせ 16:00 帰国研修員との面談 (第4、5、6、7、8州及び首都圏) 19:30 帰国研修員との懇談会
6	11/15	金	07:45 サンチャゴ空港発 (LA 067便) 09:35 プエルト・モント着 10:15 第10州企画協力省事務局長表敬・打ち合わせ 10:45 第10州知事 (Sr. Rabindranath Quinteros) 表敬 15:00 帰国研修員との面談 (第9、10州) 17:15 チンキウエ財団訪問 20:00 帰国研修員との懇談会
7	11/16	土	午前 資料整理 15:30 プエルト・モント 空港発 17:15 サンチャゴ 空港着 19:50 サンチャゴ 空港発 (LA 098便) 22:50 イキケ 空港着
8	11/17	日	終日 資料整理
9	11/18	月	08:30 第1州企画協力省事務局長表敬 (Sr. Juan PODESTA) 09:00 第1州知事表敬 (Sr. Santiago VERA) 09:45 第1州企画協力省事務局との打ち合わせ会議、 帰国研修員との面談 11:30 イキケ港視察、管理者との面談 13:30 第1州知事との昼食会 15:30 フリーゾーン視察、管理者との面談 18:00 ホテル 発 19:00 イキケ 空港発 (LA 095便) 21:10 サンチャゴ 着
10	11/19	火	10:00 企画協力省表敬訪問 15:00 大使館報告 16:00 JICA 事務所報告 22:15 サンチャゴ 空港発 (UA 996便)
11	11/20	水	10:21 ニューヨーク着
12	11/21	木	12:10 ニューヨーク発 (JL 005便)
13	11/22	金	16:15 成田着

1-4. 主要面談者

ペルー

ペルー大統領府

氏名	役職
Mr. Felipe Ramirez Delpino	地域開発担当次官
Mr. Reinaldo Morales	地域開発担当官
Mr. Jose Miguel Cabrera	"
Mr. Luis Briceno	"
Ms. Rosa Herrera Costa	国際技術協力局担当官

在ペルー日本大使館

氏名	役職
青木 盛久	特命全権大使
仲江 肇	一等書記官
板垣 克巳	二等書記官

JICA ペルー事務所

氏名	役職
青木 正志	所長
西山甲子男	次長
石橋 匡	所員

チリ

チリ企画協力省

氏名	役職
Mr. Roberto Pizarro	企画協力大臣
Mr. Juan Cavada	企画協力省地域開発局長
Mr. Manuel Guillermo Pinto	" 官房長
Mr. Fedelico Arenas Vasquez	" 地域政策課長
Mr. Felipe Ortega Melo	" 地域分析課課長
Mr. Hernan Acuna	" " 分析官
Ms. Maritza del Ccarmen Espana	" " "
Mr. Tomas Santa Maria	" 国際協力庁地方開発担当課長
大場 三穂	JICA 派遣専門家

第10州

氏名	役職
Mr. Rabindranath QUINTEROS	第10州地方政府知事
Mr. Carlos Haefner	企画協力省第10州地域事務局長
Mr. Jorge Montana	" 投資調整官
Mr. Ivan Flores Garcia	住宅省第10州地域事務局
Mr. Luis Gustavo Duran	第10州地方政府地域研究担当

第1州

氏名	役職
Mr. Juan Podesta	第1州地方政府知事
Mr. Jaime Eduardo Viza	" 経済・社会・文化担当官
Mr. Juan Podesta	企画協力省第1州地域事務局長
Mr. Fernando Loyola Sanchez	" 研究部部長

Mr. Jose O. Ponce Escobar

企画協力省第1州地域事務局調査部基盤整備事業経済技術計画評価担当

在チリ日本大使館

氏名

進藤金日子

加藤元彦

黒田岳士

JICAチリ事務所

氏名

田代彰三

山田真美

役職

一等書記官

”

”

役職

所長

現地職員

II. ペルー地域開発計画指導者セミナーにかかる調査事項

II-1. ペルー国における地域開発体制

1. はじめに

ペルー国における地域開発体制の現状について、JICA ペルー事務所及び大統領府地域開発局担当官から提供された情報をもとに整理を行った。ペルー国の地方行政機関の現状については、現在改革・整備中であるとともに、情報が十分に把握されていない状況にあり、「おおむね以下のような改革が進められているもの」と理解願いたい。

2. 地域開発関係組織及び政策課題

1) 地域開発政策を担当する中央政府組織

中央政府は14省・府から構成されている。各省は、農業省、運輸・通信・住宅・建設省、工業・観光・統合・通産省などそれぞれの専門事業分野ごとに組織が編成されており、事業執行にあたっての縦割りが強く現れている。旧来、国家全体の総合的な経済・開発計画策定については、国家企画庁が担当していたが、フジモリ政権化における一連の改革のもとで1992年に当該機関が廃止され、86年～90年を計画期間とした「国家開発計画」以降、開発計画が策定されていない状況にある。

フジモリ政権化では、経済安定化や経済改革、社会開発の為に計画・目標が策定されており、第1次フジモリ政権においては、①社会の安定、公正化の促進、②経済活性化、③国家の民主化と地方分権化を政策目標とし急激な改革を実施、この結果、テロやハイパーインフレーション等国家の根幹を脅かす重要な課題を克服している。

第2次フジモリ政権では、極貧層の救済を最大の目標とし、生産性の向上、人材の育成及び教育、厚生への財政支出に重点を置くこととした。これらの貧困層の解消のためには、以下の条件を満たす必要があるとしている。

- ・93年以降のマクロ経済バランスを持続し、今後も同様の成長が持続される
- ・民間部門の成長や資金確保を促す「市場」の形成のための構造改革が進展する
- ・社会投資の質が継続的に改善される
- ・異なる階層の公共部門の間で重複する機能と責任を合理化するとともに、公共サービスの提供について機構的にも財政的にも地方分権化が進められる。

ペルー国における総合的な地域開発を進める上で、課題となる重要事項としては、貧困の解消と地方における農村開発の2点があげられる。(国際協力事業団国別援助実施指針等参照)

この内、地方農村開発は農業省の所管事務であり、第2次フジモリ政権下における最大の政策課題である貧困対策は、大統領府の所管事務となっている。

2) 貧困対策：地域政策における大統領府の役割

大統領府は、貧困対策のために積極的な施策を展開している。その第1が、社会開発部門の強化であり94年には、水道・衛生サービス法の改正により全国衛生監督局が大統領府の直轄化におかれ、社会資本局が設置された。また地方開発に関する重要課題である地方分権の推進や州を補完する新しい組織CTAR（後述）の整備・管理は、地方開発局の所管事項となっている。

大統領府に所属する職員は、中央で約150名、地方機関CTARに約4,500名であり、各州に設置されたCTARには約300～400名の職員が配置されている。

3) 地域開発政策に関する地方政府組織

ペルー国における統治機構には、中央政府のもと以下の4つの階層的な組織が存在する。

- ① 州 全国に13州ある。行政機関としての実体的な力をほぼ失っているものと見られる。
- ② 県 州の下に23県がある。

- ③ 郡 全国に約80郡存在する。現在のペルーにおける地方機関では最も力があるもの。
- ④ 区・市 全国に約2,000存在する。

現在、ペルー国では、行政管轄範囲としての実体的な力の無い州の統治機能の強化のため、中央政府（大統領府）の直轄によりセータル（CTAR）という機関を各州に設置し、ここに、中央政府各省庁の州事務所や地方政府に対する調整機能を育成している。セータルの長は大統領により任命される。

地方における基礎的な社会資本の整備にあたって予算面から見た各行政機構のウエイトは、以下の通りに概観される。

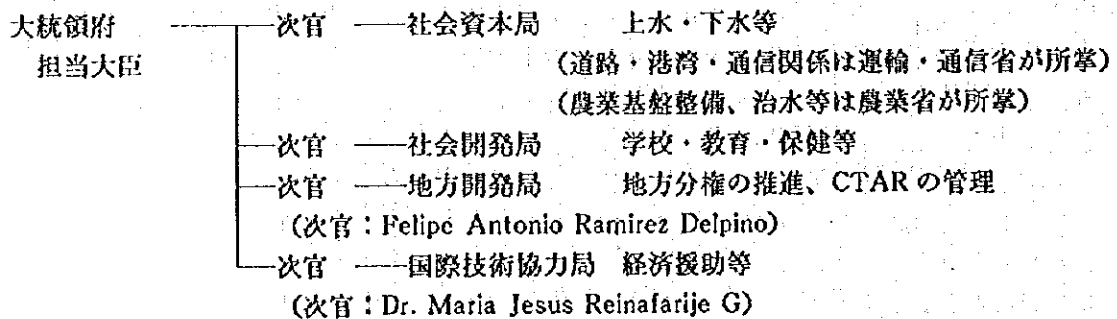
- 重 ① 郡・区・市などの地方自治体
- ↑ ② CTAR 中央政府の予算により管轄州内の社会資本整備の為に資金を支出
- ③ 中央政府 開発復興基金を通じて資金を直接支出

郡・市・区役所における主要な業務は以下の4点に整理される（地域開発という観点から）

- ① 公共事業の優先順位について住民間の調整
- ② 中央政府による資金計画に基づく適正な予算執行
- ③ 中央政府の施策と地域住民間の調整（作今は大統領への直訴が頻繁）
- ④ 住民の主導によるプロジェクトを可能にし、基本的な優先順位について住民の合意を形成（中央政府の開発復興基金の適用条件の一つとして、住民間の合意形成がある。）

4) 地方開発を担当する大統領府の機構

[大統領府の機構（概略）]

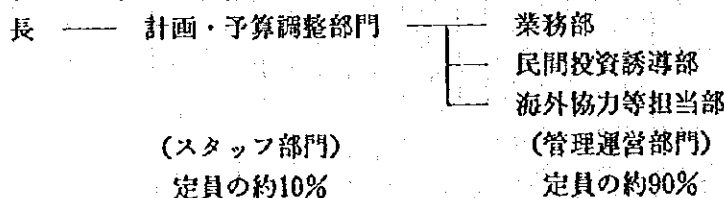


現在ペルーでは人口の約49%が貧困層に属し、この内20%は極貧層である。貧困対策に向けての一連の改革は地方レベルで実施されるが、最大の課題は雇用の拡大であり、特に民間企業の育成が重視されている。このため、民間と協調できる環境づくりが目標とされる。また、幹線道路の建設や学校、上下水道の整備といった社会資本整備も重視している。

個々の社会資本の整備は、それぞれ専門省庁の地方機関が担当しているが、CTARは、これらの機関の総括を行うこととなる。

[CTARの機構（概略）]

CTARは、州レベルの統治機能を強化するために、大統領府の地方機関として近年整備が進められている。その組織の概略は以下の通り。



CTAR（に今後育成が期待される）の基本的な機能は、以下の4点に要約される。

- ① 州において実施されるプロジェクトの優先順位の確定
- ② 州内への投資の確保。（中央、地方、自主財源、海外からの援助等の総合調整）

③ 民間投資の誘導。市場経済原則の確立のため州レベルでの条件整備

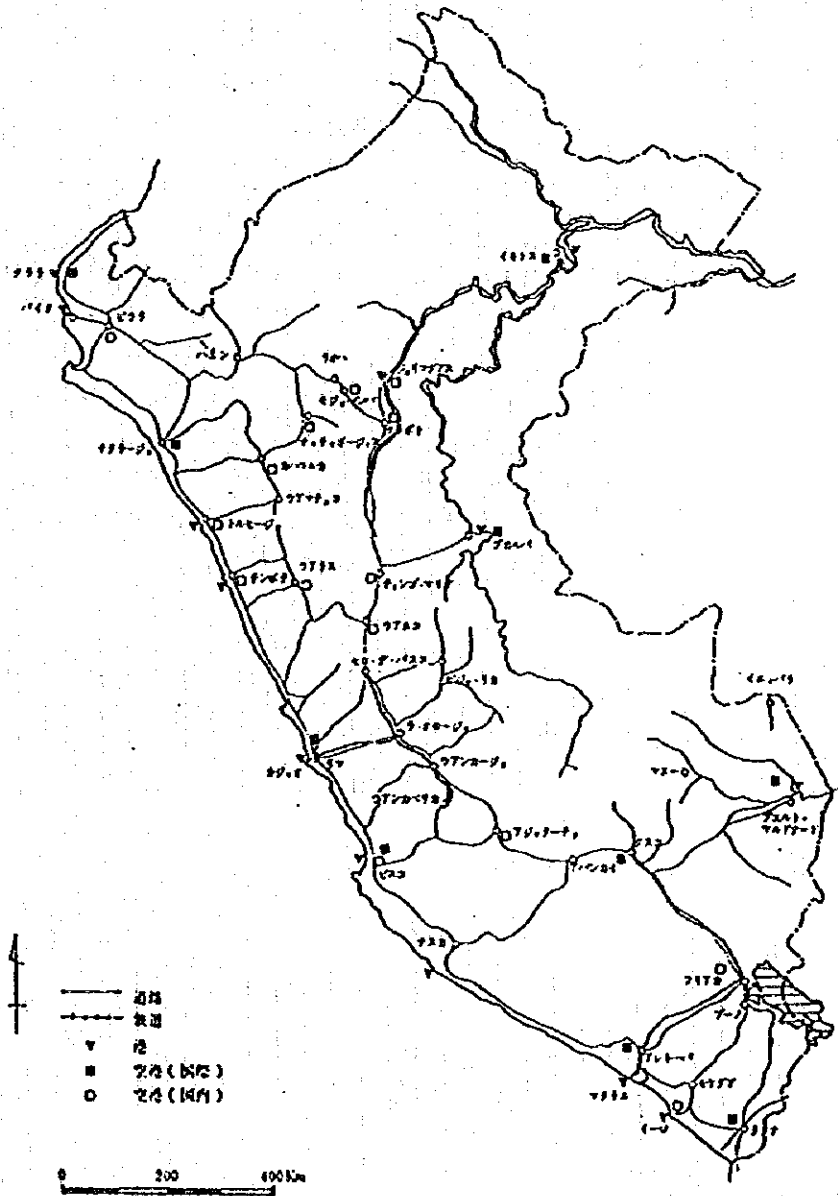
④ 地方開発のための政策立案

CTARに所属する職員の専門分野は、設計、企画、農業、土木、経済分析など多岐に渡る。これらの職員が、スタッフ部門、管理運営部門それぞれに配属されている。

II-2. ベルーの地域開発の現状 (交通計画)

1. 運輸体系

ベルーの交通システムは、次の5つより成り立っている。その1は、7万キロに及ぶ道路網であり、その11%が舗装されている。その2は、24カ所の港湾及び河川口である。その3は、2,074kmの鉄道網であるが、これは7つの別々のシステムを構成している。その4は、300に及ぶ空港であるが、そのうち舗装された滑走路を持つのはわずか16に過ぎない。その5は、パイプラインシステムである。



図P-1 ベルーの運輸モード全図

2. モード別現況と課題

(1) 全般的動向

ペルーの運輸インフラは、近年の経済危機と政情不安、さらに運輸政策の不適切によりその機能がますます低下しつつあり、現在ではかなり危機的な状況にある。例えば、道路が良好な状況にあるのはわずか17%であり、鉄道に関しては使用可能な機関車はわずか32%に過ぎない。また、空港での貨物取扱料金は、近隣諸国と比べてかなり高い。都市地域にあっては、貧困層はその所得の12~30%を交通に支払っている。

最近の国内貨物輸送における各モードの動向をみると、鉄道、航空、海運（沿岸）がシェアを減少させているのに対し、道路のみはシェアを急増させている。すなわち、全輸送モードによる貨物輸送量のうち道路のシェアは1983年に33%、1988年に36%であったのが、1992年には71%に達した。このように現在では、道路のトラック輸送が最重要の輸送手段となっている。

(2) 道路

総道路延長は約7万キロで、そのうち国道は22%（15,700km）を占め、国道の37%が舗装されている。この舗装された国道の3分の2がパン・アメリカン道路（3,050km）に拠って占められる。このほかに県道が21%（14,500km）あり、そのほとんどが砂利道で舗装道路は少ない。残りの57%（39,800km）はフィーダー道路として分類され、大部分が土道である。これら道路網は1980年代に劣化が進展し、緊急なリハビリが必要とされている。

ペルーの道路密度は1,000kmあたり54.4km、人口1,000人あたり3.2km、GDP100万ドルあたり1.91kmでこれはチリの水準の半分に過ぎない。その理由はペルーには未開発の広大な森林地帯が存在すること、経済活動が海岸地帯に集中している事、並びに山岳地域における道路網は、整備が困難であることに由来する。

ペルーの登録自動車台数は、1983年から1991年の間年間1万代のスピードで増大し、1993年には70万台に達した。70万代の内バス及び貨物用車両（トラックなど）が40%で、残り60%が乗用車である。交通の流れは、国道、特に海岸地帯のパン・アメリカン道路に集中しており、リマ近辺では日交通量が6,000台、北部では、1,500~3,000台、南部では700~2,500台となっている。このように現在、モータリゼーションは首都リマを中心に進展している。

表P-1 モード別貨物輸送量分担

(単位：1,000トン)

年	鉄道	道路	航空	海運・河川	計
1983	3,444	14,379	137	25,900	43,723
1988	3,662	20,208	113	32,343	56,350
1992	3,155	64,184	58	22,543	89,940

(%)					
年	鉄道	道路	航空	海運・河川	計
1983	8	33	0.31	59	100
1988	6	36	0.20	57	100
1992	4	71	0.06	25	100

出所：MTCVC

表P-2 ベルーの道路総延長 (1986-93)

種類別道路延長	1986	1987	1990	1991	1992	1993
計	69,942	69,942	69,942	69,942	69,942	69,942
国 道	15,690	15,692	15,692	15,692	15,692	15,692
県 道	14,445	14,444	14,444	14,444	14,444	14,444
フィーダー道路	39,807	39,806	39,806	39,806	39,806	39,806
アスファルト舗装	7,459	7,459	7,564	7,459	7,624	7,624
国 道	5,634	5,635	5,740	5,635	5,800	5,800
県 道	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058
フィーダー道路	767	766	766	766	766	766
簡易舗装	13,538	13,538	13,475	13,538	13,484	13,484
国 道	7,020	7,021	6,958	7,021	6,967	6,967
県 道	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096
フィーダー道路	2,422	2,421	2,421	2,421	2,421	2,421
土 道	15,940	15,940	15,898	15,940	15,867	15,867
国 道	2,592	2,594	2,552	2,594	2,521	2,521
県 道	6,119	6,118	6,118	6,118	6,118	6,118
フィーダー道路	7,229	7,228	7,228	7,228	7,228	7,228
その他	33,005	33,005	33,005	33,005	33,967	32,967
国 道	444	442	442	442	404	404
県 道	3,172	3,172	3,172	3,172	3,172	3,172
フィーダー道路	29,389	29,391	29,391	29,391	29,391	29,391

出所：MTCVC

表P-3 ベルー自動車保有台数 (1986-93)

種 類	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
計	603,741	610,813	616,578	612,249	605,550	623,947	672,957	707,437
乗 用 車	333,339	332,874	332,158	328,638	324,440	333,730	352,912	367,461
ステーション・ワゴン	43,857	44,548	44,643	44,152	43,715	45,331	49,439	51,187
ピックアップ	92,199	96,644	100,002	100,388	99,733	102,823	106,672	111,001
農村用軽トラック	28,873	30,026	30,947	30,964	30,702	33,524	47,111	55,595
小型バン	8,982	9,001	8,895	8,728	8,564	8,751	9,183	9,516
バス	20,323	20,174	20,613	20,612	20,605	21,239	27,270	30,625
トラック	66,536	67,302	68,280	67,566	66,567	66,612	67,648	68,357
トラクター	4,440	4,649	4,993	5,036	5,036	5,472	5,902	6,414
簡単トラクター	5,192	5,595	6,047	6,165	6,188	6,465	6,820	7,281

出所：MTCVC

(3) 都市交通 (リマ首都圏)

リマの都市交通は全て道路に拠っている。1988年における総トリップ数は640万であり、その内約81%が公共輸送機関であるバスの利用に拠るものである。1992年における公共輸送用の自動車保有台数はバス2,000台、マイクロバス1万台である。このほかにタクシー、トラックが都市交

通の手段であり、バスと相俟って交通の混雑、大気汚染に拍車をかけている。

交通事故率は極めて高く、死亡事故の70%が車両と歩行者の接触に拠るものである。1994年の交通事故数は1,264件で死亡者は1,353人であった。課題として、交通管理技術の低さ、道路空間利用の非効率、交通信号の不備、交通規制に従わない運転手の態度等が指摘されている。

II-3. 研修コースにかかる調査結果及び会議録

本件研修参加対象者を選定することになると予想される大統領府との協議を以下の通り行った。

日 時	1996年11月12日 9時30分	
場 所	ペルー大統領府	
主要出席者	氏名	職位
	Felipe Ramirez Delpino	ペルー大統領府地域開発担当次官
	Reinaldo Morales	地域開発担当官
	Jose Miguel Cabrera	" "
	Luis Briceno	" "
	Rosa Herrera Costa	国際技術協力局担当官
	西山甲子男	JICA ペルー事務所次長
	小金丸梅夫	JICA 派遣専門家

協議内容

事前に日本側で作成したG. I. 案（別添資料参照）を基に想定される研修コースについて調査団より説明し、ペルー側の意見を求め、次の事項に関して質疑応答を行った。

① 研修員の英語力

（大統領府）

研修は全て英語で行うこと、また研修員の資格要件として英語力を有することを明記するとペルー全体の状況を考えると限られた人材しか派遣できなくなるので柔軟に対応して欲しい。

（調査団）

スペイン語しかできない研修員を受け入れた場合に、全て通訳を通した研修になるため、講義の進行が著しく遅くなる上、スペイン語で配布できる資料はかなり少ない。

また講義以外の視察旅行、各種交流行事等でもコミュニケーションが阻害される恐れがある。

（大統領府）

コミュニケーションの促進のことも考え、定員中の数名は英語力を有するものをいいたい。

これにより、グループで行動する限りはある程度生活面での言葉の問題は解決できるものと思う。

また、講義用の資料は事前にペルーに送付してもらえれば英語のものでもスペイン語に翻訳して研修員の来日前に手交することは可能。

（調査団）

ペルーの現状に鑑み、候補者の英語力については特に問わないこととしたい。

② 研修員の年齢制限

（大統領府）

同じく資格要件として年齢制限を40歳以下に設定されているが、将来のペルー地域開発の中核をなす人材の多くが大学（院）を卒業した後25～30歳で職務上の肩書きを得、その後の勤務を経て要職につくのが14～15年以上を経過した後である状況に配慮し、45歳以下のものを受け

入れて欲しい。

(調査団)

北海道開発局が他の国々に対して実施している研修コースの年齢制限に準拠したが、ペルーの国内事情に設定条件が合わないようなら変更する方向で検討する。

③ 資料等の事前送付

(大統領府)

研修員の来日までの準備機関を利用して事前に(出国最低2週間前に)資料を送付してもらえれば予習をした上で研修に参加できる。

出来れば北海道での開発上の成功例、失敗例といった各種事例について紹介した資料を入手したい。

(調査団)

研修効果を高めるために必要だという精神は理解できるが、事例紹介の資料はない。現在ある範囲で資料を事前送付するよう努力する。

④ 参加予定者の構成

(調査団)

研修員の資格要件との関連で、ペルー側で現在想定しているのはどの機関のどのような職種の人員か伺いたい。

(大統領府)

具体的には大統領府の地方出先機関の職員(国家公務員)を想定している。

ペルーの地域開発においては中央と郡、市レベルの業務の調整を図る機関として全国13州に設けられた大統領府の出先機関であるCTARという機関が大きな役割を果たしている。

CTARの役割は①国家レベルと地方レベルの事業の調整(各省庁の地方機関との調整も服務)、②各種プロジェクトの優先順位を決定した上で地域開発戦略を策定、③事業の監督評価の実施、④民間投資促進、であり、この機関の人材育成が急務である。

(調査団)

日本では技術系行政官であっても事業の計画に携わることが通例であるが、ペルーにおいてはどうか。技術系の行政官も加え、設計、企画、農業、エコノミストなど幅広い分野の人材に参加してもらうことで総合的な開発方式についての理解力が深まり、研修効果がより高まると思われる。

(大統領府)

ペルーでも専門技術者が行政を兼務することがあるのでそうした人材は研修員に加えたい。具体的には企画に関する業務担当者を3分の1程度、残りを現業部門より選出したい。

(調査団)

CTARだけでなく、郡、市レベルからも人材を派遣してはどうか。

(大統領府)

全国に何千とある郡市レベルに平等に機会を与えるのは難しい。

また、運輸・通信省、農業省、工業・観光省の職員についてもこのコースへの参加資格を有するかも知れないが、現在ペルーでは州レベルでのプロジェクトの「提案」「診断」能力を育成すること、また、州レベルでの各省所管事業の調整を進めることが最も重要なので、現在CTARでこのような業務に従事している大統領府の職員を派遣する予定。

よって地域開発において予算、計画、実施を担当するCTARの職員を各州から1名と中央の大統領府からも数名加える構成としたい。

Ⅱ-4 研修コース実施に向けての留意事項

1. ベルギー側が「地域開発指導者セミナー」に希望する事項

大統領府地方開発局担当次官は、北海道で実施されるセミナーに以下のことを要望しており、今後研修の実施にあたっては配慮が必要である。

1) CTARの機能強化

セミナーを通じてCTARを支える職員の能力の向上を図り、これによりCTARの調整能力を強化したい。事業担当省庁（運輸・通信省、農業省、工業・観光省等）からの職員派遣は現時点では考えてない。（派遣職員は13州と大統領府から2名）

2) 講義内容

総合的な開発方式についての講義を希望。貧困対策は基本的に農村部の問題であり、農業開発も重要であるが、必ずしもベターな選択ではなく、産業構造の転換が必要。

3) 地方開発にあたり求められる能力

第1に、地方開発の障壁となる問題の構造を明らかにする「診断」能力。第2に地域が有する発展のポテンシャルを「評価」する能力が求められている。

Ⅲ. チリ地方開発計画セミナーにかかる調査事項

Ⅲ-1. チリ国における地域開発体制

1. はじめに

チリ国においては現在極めて高い経済成長を持続中である。これは、基本的にこの国が有するポテンシャルの高さや何に拘わるものと思われる。本国における地域開発体制を検討するに当たっては、むしろ地域開発の課題を明確にし、それらに現状の仕組がどう対応しようとしていて、さらに、それを将来的にどのように変更しようとしているのかということ十分に検討する必要があるものと考えられる。

地域開発を行う上での公共事業の実施に当たっては、公共事業省を始めとする住宅・都市計画省、運輸・通信省、産業省といった各事業所管省庁が担当しており、その仕組においては、ほぼ我が国における公共事業の実施形態と同様のものとなっているものと考えられる。

ここでは、そうしたプロジェクトを評価し総合的な調整を図る目的で設置されている企画・協力省の機能を中心にその役割を概観し、これを通じてチリ国における地域開発体制について検討を加えたい。

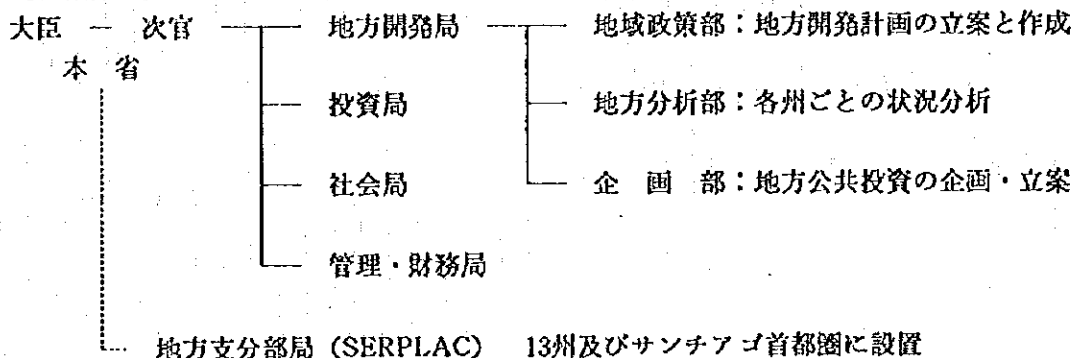
2. 地域開発関係組織の機能～企画協力省の役割に着目した地域開発の体制

1) 企画協力省 (MIDEPLAN) の役割

地域開発に関する企画・協力省の主要な業務の一つは、国あるいは地方における公共事業実施にあたっての審査である。公共部門におけるすべての事業を審査し、国家投資プログラムの中で位置づけ(優先順位の設定)を行っている。2億ペソ(約50万ドル)以上のプロジェクトに関しては中央審査、未済のものについては、地方事務局(SERPLAC)で審査を行っている。

これらの過程で設定された優先順位に基づき、財務省、企画・協力省、地方代表者の3者の間で最終協議を行い、プロジェクトへの予算措置を行っている。

[組織体制]



① 地方開発計画の立案部門の組織形態

企画・協力省の機構の中、計画を立案する地域政策部は、州別に所掌事務を分担した地方分析官からなるスタッフ制の組織となっている。現在地方分析官は5人おり、例えば、第3回目の研修に参加したエルナン・アクーニャ氏は、南部州(第10州～12州)を担当している分析官である。

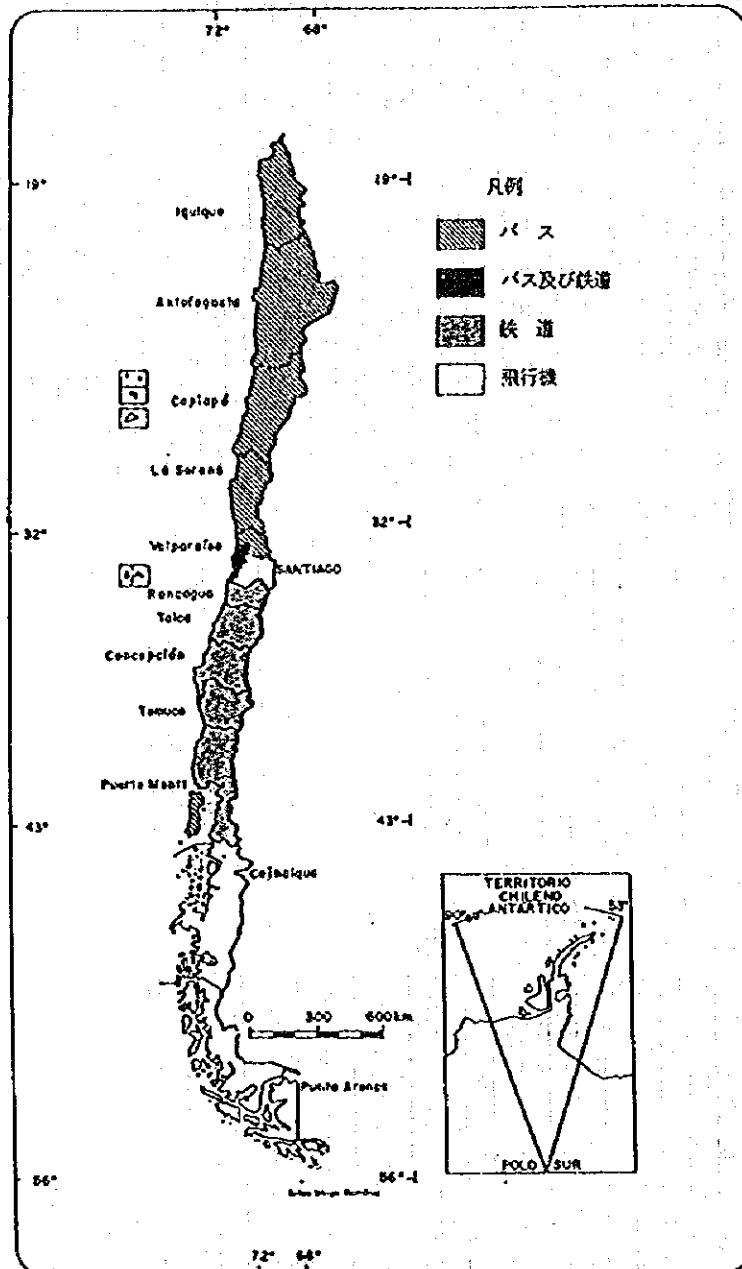
② 地方事務局 (SERPLAC) と地方政府の関係

各州の州政府は内務省の地方支分部局であり、州知事は大統領による直任官である。SERPLACは、地域レベルでの開発計画の立案を行い、州政府との調整の末、州政府の事業としてプロジェクトが実施されることになる。両機関は、企画及び事業実施という面で補完関係にある。

Ⅲ-2 チリの地域開発の現状（交通計画）

1. 運輸体系

チリは南北に長いためにその交通網も特徴的である。道路はパン・アメリカン道路が北からプエルトモンまで通じており、その他の道路も非常に良い状態で整備されている。鉄道も北からプエルトモンまで敷かれているが、利用度はあまり高くない。旅客の面から見て、国土を南北に緊密に結び付けているのは航空であり、主な都市には必ず空港が設置されている。図C-1は地域の主な交通手段を示したものである。北部ではバス交通が、中部から湖沼地域までは鉄道が、南部では航空が重要な位置を占めている事が分かる。首都地域が航空となっているのは、国内の他地域との連絡を航空によっているためと考えられる。



出所: Instituto Geográfico Militar, Geografía de Chile.

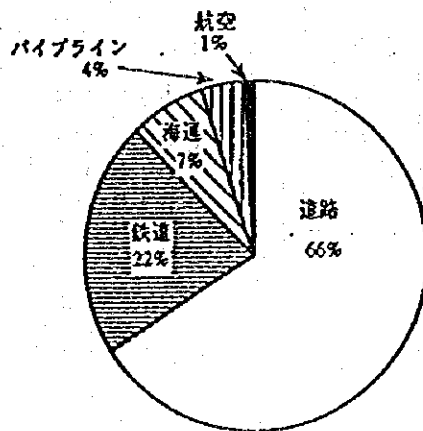
図C-1 各地域の主な交通手段

2. モード別現況と課題

(1) 全般的動向

チリは南北約4,000kmに亘って細長く伸びている。陸上輸送基盤として、約7万9,000kmの道路、約7,000kmの鉄道があり、海岸線沿って並ぶ経済圏をつなぎ、南北に国土を縦貫するように形成されている。また、国土が南北に細長く広がっており、陸上交通での移動には限界があるため航空網が発達し、主要都市には空港が整備されている。その数は16におよぶ。また、都市はスペインの植民地時代は資源の輸送拠点として発展したという歴史的背景から、首都サンティアゴ以外は海岸線に立地した港湾都市であり、現在も14の港湾がある。

国内の貨物輸送の機関分担を輸送量で見ると、道路輸送は全体輸送量の約3分の2を占め、鉄道が5分の1、残りを内航海運、航空、パイプラインで受け持っている。このように、道路は、チリにおいては、国内輸送の骨格を形成するとともに高い輸送分担率をもつ、重要な経済基盤といえることができる。



出所：World Bank.

図C-2 貨物輸送のモード分担

(2) 道路

チリの道路は大別して幹線道路と一般道路に分かれる。幹線道路は、区分として国道、地方道1級、地方道2級があり、一方、一般道路は市町村道1級、市町村道2級に分かれている。それぞれの路面舗装状況別延長を表C-1に示す。また、道路網概況を図C-3に示す。

道路網は国土を南北に縦断しており、その骨格を成すのがパン・アメリカン道路（国道5号線）である。パン・アメリカン道路は北の国境から南部のプエルト・モンまでの延長3,300kmに達し、鉱物資源、木材といった主力輸出品輸送の大動脈となっており、チリの経済を支える再重要基盤である。このパン・アメリカン道路に接続する形で幹線道路が臨海部と内陸部を結び、更にボリビア、アルゼンチン等を陸路で結んでいる。

道路密度を見ると、1km当たりの道路延長は0.1km、舗装率は14%となっている。道路延長は周辺諸国と比較して一応の水準に達しているものの、舗装率は低いレベルにとどまっている。

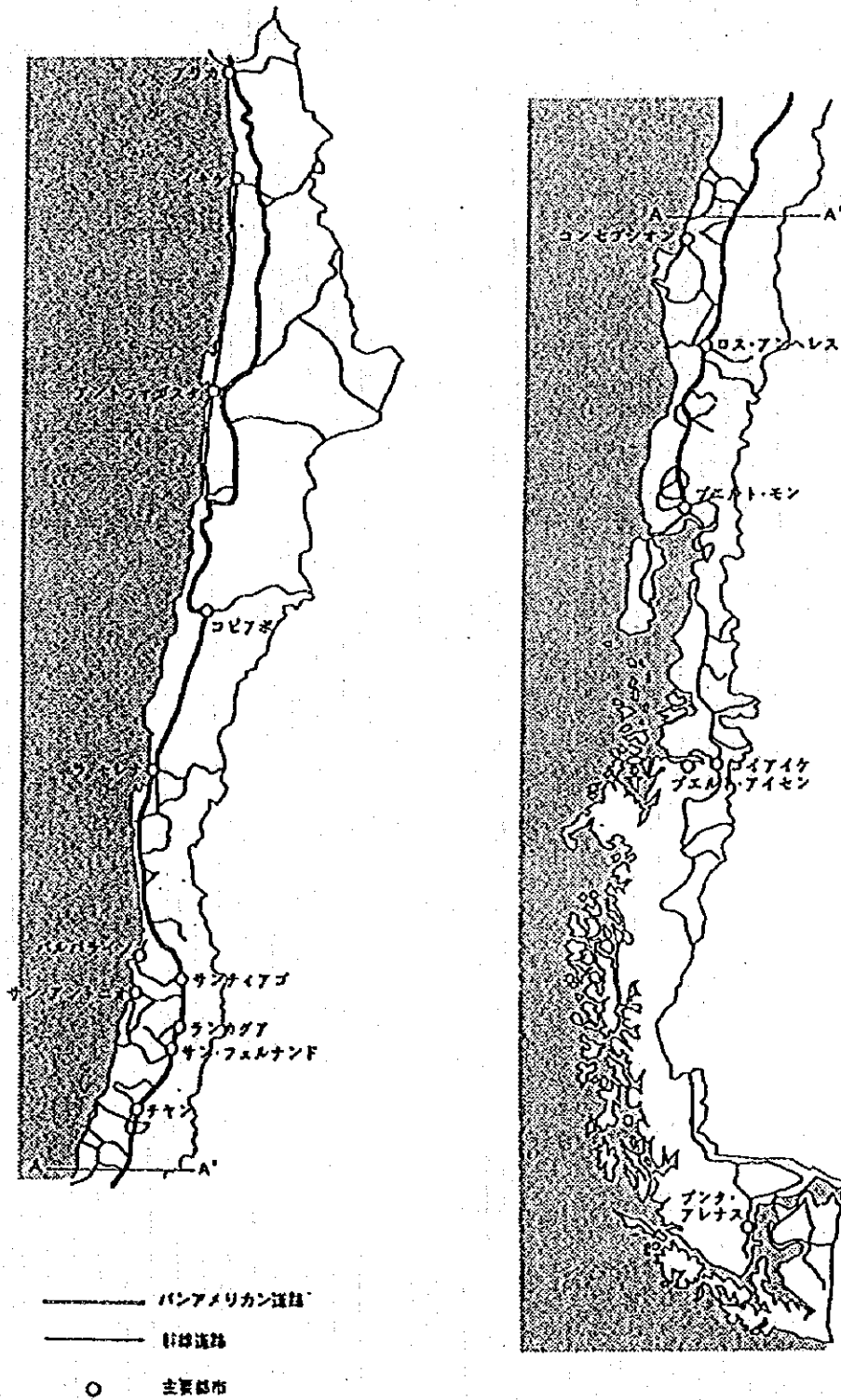
道路整備は公共事業の中でもチリ政府が最も力を入れてきた分野である。とりわけパン・アメリカン道路の修復、改良には力を注ぎ、1978年には良好な路面状況は全体の約10%の延長に過ぎなかったものが、1990年には87%の延長が良好な状態まで改善された。また、パン・アメリカン道路に架かる橋梁はかなり老朽化しているものの、次の道路の課題として全橋梁の診断、改善計画を策定済みである。しかしながら、それ以外の道路は維持管理も行き届いておらず、路面状況

の悪化が進んでおり、今後は、道路の修復、改良の力点をパン・アメリカン道路以外の幹線道路や一般道路に移行させていくことが必要である。また、戦略的な国土開発のためにも、長期的視野に立ったインフラ整備が必要になるものと考えられることから、プロジェクトの推進にあたっては、多分野に亘る総合的な5カ年計画、10カ年計画といった計画的な手法を取り込んでいくことも今後の検討項目と考えられる。

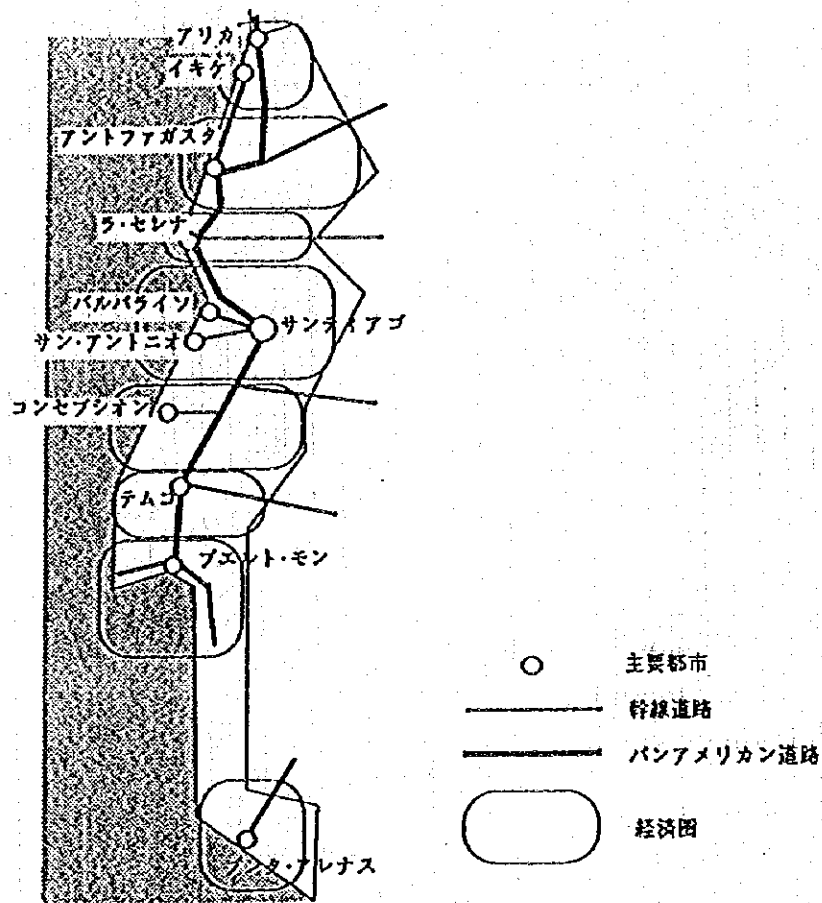
表C-1 路面状況別道路延長

		(km)				
道路区分		コンクリート	アスファルト	砂利	土	合計
幹線道路	国道	2,250	2,673	1,250	20	6,193
	地方道1級	742	2,888	3,024	540	7,194
	地方道2級	391	1,216	5,896	2,150	9,653
一般道路	市町村道1級	154	298	11,406	12,486	24,344
	市町村道2級	105	273	10,522	21,067	31,967
合計		3,642	7,348	32,098	36,263	79,351

出所：MOP資料。



図C-3 チリの道路概況



図C-4 チリの道路網の骨格 (概念図)

表C-2 潘アメリカン道路の路面状況の推移

	良好	良	可
1978年	10%	57%	33%
1980年	16%	63%	21%
1982年	30%	69%	1%
1984年	60%	40%	
1986年	76%	24%	
1988年	81%	19%	
1990年	87%	13%	

出所：MOP資料より作成。

(3) 都市交通 (サンティアゴ)

都市交通施設は道路と地下鉄からなる。道路交通手段としては自家用者と公共交通のバス、タクシーが利用されている。これらのバス、タクシーは完全に民営化され、零細企業によって運営されている。一方、地下鉄は、2路線から成り、1号線は東西19.5kmに、2号線は14.5kmが現在営業されている。因みに、この地下鉄はフランス製ゴムタイヤ軌道システムである。

これらの都市交通の機関分担は自家用車が20%、公共交通機関が50%を占め、残りは徒歩及び

自転車である。

都市交通では、自動車交通の増加により深刻化する交通混雑への対応が最大の課題である。そのためには、地下鉄とバスの機関間の接続の強化を図るなどの対策を行い、地下鉄の分担を増加させるとともに、道路の市内交通の円滑化とともに通過交通対策が課題として指摘出来る。

表C-3 サンティアゴ都市圏の機関分担

機 関	分担率
自 動 車	20%
公共交通	
地下鉄	7%
バ ス	36%
タクシ-	7%
徒 歩	30%

出所：ESTRAUS, 1989

Ⅲ-3. 研修コースにかかる調査結果及び会議録

協議内容：

これまで3回実施された本件研修コースにかかる中間評価を行い、以て今後の研修コースの実施内容改善に寄与することを目的としてチリ国政府と協議を行った

日 時	1996年11月14日15時30分～17時30分 11月19日10時～11時30分	
場 所	チリ企画協力省	
主要出席者	氏名	職位
	Mr. Juan Cavada	企画協力省地域開発局長
	Mr. Manuel Guillermo Pinto	〃 官房長
	Mr. Fedelico Arenas	〃 地域政策課長
	Mr. Felipe Ortega	〃 地域分析課課長
	Mr. Hernan Acuna	〃 〃 分析官
	Ms. Maritza del Ccarmen Espana	〃 〃 〃
	Mr. Tomas Santa Maria	〃 国際協力庁地方開発担当課長
他帰国研修員 大場三穂	JICA 専門家	

① 今後のセミナーに対するチリ国政府要望

まず、協議においては過去3回の本件セミナーに参加した帰国研修員からの意見も踏まえ、今後のセミナーに新たに取り上げて欲しいテーマが以下の通り挙げられた。

- ・これまで中央集権型の国家であったチリにおいては地方分権化を図ることは政策上の重要課題であり、地方分権の過程及び手法についての討論を設けて欲しい。
- ・国際経済がチリに与える影響についての分析を行うための研修。
- ・技術革新によりもたらされた効果を地域レベルでの投資計画を含めてどのように活かしていくか。
- ・中央政府から地方への財政委譲。

これらの要望は地域開発においては非常に重要なテーマであるが、同時に国全体の開発政策や経済政策に関わってくる問題である。

本件セミナーはこれまで北海道の開発の具体的な事例を通じた研修を行っており、今後も北海道開発局が受入先となるこのコースにおいてはテーマの取り上げ方も北海道という地域においてどのように諸問題に取り組んでいるかという経験に基づく内容になるので、制約がある点を説明し、チリ側もこれを了解した。

② その他研修実施方法に関する改善事項

調査団より事前に配布してあった質問票（別添資料参照）に対するチリ側の回答要望を中心として協議を行い、確認した結果は以下の通りである。

- ・これまでG. I. は全て英語で作成、送付していたが、その結果英語が理解できない候補者が本件セミナーの内容を一部誤解したまま来日する事例が見受けられていた。チリ全体の英語能力を勘案し、今後はG. I. 作成は勿論、講義もスペイン語を基本言語として行うこととする。
- ・日本で研修員に渡す資料は今後研修員の来日前になるべくチリ側に送付する。
- ・送付された資料はチリ企画協力省が責任を持って研修員全員に渡す。
- ・資料の事前配布により講義の中での資料の説明を含めた概論の部分は極力省略化する。
- ・その結果余裕が生じた講義時間を討論に充てる。
- ・講義内容はチリ側の問題を共有したものにするよう日本側でも努力する。
- ・視察内容についてもチリ側から事前の要望があれば応えるよう努力する。
- ・①で出された要望を可能な範囲で盛り込み、コース全体期間を延長するかどうかについては調査団帰国後に日本側で検討する。

③ 参加対象者の範囲

調査団側では、チリ国内の地域開発の事業計画を企画協力省地方事務局（SERPLAC）が策定し、地方政府が実施するという関係を見た時に、より効果的な地域開発のためには地方政府のセミナー参加がより促進されるべきではないかという認識があった。

しかしながら地方政府が内務省の管轄であり、企画協力省に対し候補者の人選に調査団側で口を挟むことは内政干渉にもなりかねないと判断し、第1州、第10州を調査団が訪問した際に、第3回セミナーに参加した地方政府の帰国研修員が同じくSERPLACの帰国研修員と連携して円滑に事業を推進している点を協調して企画協力省に報告するにとどめた。

これに対して第1回、第2回セミナーの時には法律上地方政府が設置されていなかったため参加者がいなかったが、第3回からは2名参加するようになった。今後も地方政府を含め地域開発に最も有用と思われる人材を日本に派遣するように行きたい旨企画協力省からの説明があった。

④ 日本チリ交流100周年記念行事

日本とチリの国交100周年の記念行事の一環として、97年にチリ国内向けに地域開発セミナーを実施する予定であるが、実施の際には日本からも短期専門家は件の要請を考えている旨の発言が企画協力省よりあった。

これに対し調査団より本件の実施内容についてはまだ固まっていないようであり、JICAチリ事務所との協議を以て基本骨子をまとめた上で、同事務所を通じた形で正式に日本側に要請を願いたい、要請の内容がJICA北海道国際センター（札幌）及び北海道開発局で対応できるものであれば何らかの支援を検討する旨回答した。

Ⅲ-4. 研修コース改善に向けての留意事項

1. 企画協力省地方開発局長からの検討要望課題

企画協力省地方開発局との打ち合わせの中、今後の研修の要望として以下の5点が上げられた。

- ① 地方分権に向けた機構改革の在り方
- ② 地方分権に向けた具体的な方法論
- ③ 国際経済の変化がチリの国内に与える影響
- ④ 技術革新が国内産業に与える影響と、日々変わる状況の中での投資計画の在り方
- ⑤ 中央政府から地方政府へ財源を移譲していく過程

なお、これらについては、日本側から「北海道というケーススタディ」という範疇で対応する旨の回答を行っている。

2. 今後の研修実施にあたり企画協力省の打ち合せの中で確認した事項

企画協力省地方開発局長以下及び帰国研修員との打ち合せの中で、来年度以降の研修の実施にあたり、以下の7項目について双方の合意を得た。

- ① 研修はスペイン語で実施する
- ② 研修で使う資料はなるべく早めに送る。チリ側は、送付された資料を各研修員が事前に読むように指導する
- ③ 入門、導入、日本経済概論はなるべく少なくする
- ④ そこで作った時間はディスカッションにあてる
- ⑤ 研修期間の延長については今後 JICA と協議する
- ⑥ 講義の成果というものは「双方の合作である」ことを確認したい
- ⑦ フィールド・トリップについては出来るだけ要望に応える

なお、これらに対応した研修の進め方として、毎年テーマを掲げて研修を行うという提案もだされているが、このことについては、今後の具体的な研修計画策定の段階において対応を検討したい。

IV. 調査総括・提言

今回の特別案件調査はペルーとチリの両国とを併せて、日本からの移動日等も含め僅か2週間足らずのものであった。とりわけ最初に訪問したペルーに関しては、諸般の事情により実際の調査は一日の日程しかとれないものであった。そういう意味では、両国の抱える社会・経済構造上の基本的・究極の問題点をどれほど認識しえたかという点で不十分なものであったかも知れない。しかし、物理的日程がより長期なものであったところで、それに比例して成果が挙がるものではないということも他面で真実であろう。兎も角、新規案件であるペルーの地方開発計画指導者セミナーを開始するに当たって、また次回で4回目を数えるチリに対する同種のセミナーを尚一層充実したものにすると、研修を担当する北海道の関係者が実際に対象とする両国の実状を垣間見ただけでもそれなりに意義深いものがあつたと思われる。以下、限られた日程の下で、限られた地域を訪問し、限られた人々と面談・議論した中で、今後の両国に対するセミナー運営に関する課題を整理しておきたい。

1. セミナーにおける使用言語について

従来からの、チリに関するセミナーにおいても当初課題とされ、また今回のペルーについての研修開催にあたって問題となつたのはセミナーにおける使用言語に関するものである。基本的には開催する側としては英語を望ましいとしている。しかし、両国に対するセミナーをより充実したものにするためには、両国政府が希望するスペイン語を基本とせざるを得ないと判断される。

講義などに際し、講師の日本語をスペイン語に直し、参加者のスペイン語を日本語に直しということになると、定時間内では英語を講師・参加者の共通言語とする場合に比較して、半分の中身しか議論できなくなる。そうした時間のロスが発生してしまうこととなる。しかし、セミナーで対象とする両国の中央・地方の行政官の中で英語に堪能な人物が相対的に少なければ、結局本当にセミナーに参加し、その成果を効率的に生かす、過去の経験や現在の職務がセミナーにとって相応しいと思われる人物をノミネートする事が困難になる。そうした観点からすれば、語学能力ではなく地域開発計画指導者としての能力を基本に参加者の選考をすべきであろうと考えられる。

しかし、先に指摘したように、スペイン語を使用言語とした際には英語で行うよりは必然的に時間的には不効率になることが避けられない。従って効率を維持するためには、時間的ロスを克服する方策が考えられなければならない。例えば以下に述べるように、テキストの事前配布といった形式的なものや、参加者のニーズに合致したテーマの選択といった内容に関するものも含まれる。

2. セミナーにおけるテキストなどの事前配布

従来、北海道におけるセミナーの日程の中で、本題である北海道の開発についての理解を高めるためにセミナー開始後の数時間を北海道についてのいわばイントロダクション的な講義が設定されることが多かった。これらについては、事前に資料を配布する事によって、時間を短縮することが可能であろうと思われる。北海道開発局や、北海道庁などが作成している北海道に関する資料を事前に送付し、北海道の地勢的特質や開発の歴史や、社会情勢、経済構造についての特徴など、事前に現地で学習しておくことは可能であろう。また、日本についてのそれらについても行政構造、予算システム、貿易構造などについても同様にして学習しておくことができれば、時間の効率化は図られる。少なくとも、ある程度の知識を持って、併せて問題意識を持って参加者が来日してくれば、研修の中身もより高次のものにできるだろう。

繰り返せばそうしたために資料の事前配布が期待される。読む(だけ)ということの観点からは、そうした資料はスペイン語のものが用意できなければ、英語でも構わないだろう。また、現地のJICAあるいはその他民間人でも、その協力が得られれば来日前に(例えば、結団式か何かの際に)、

現地で研修をやっておくことも意義があろう。

3. カリキュラムの編成について

両国とも毎回十数名の研修員を派遣してくる。地域的に多様性がある。学歴も、過失の経験も、また現在の職務内容も千差万別である。こうした事実を考慮すると、地域開発計画セミナーという範囲の中でも、将来は重点テーマを設定するなどカリキュラムを差別化することが検討されてもよいだろう。今回は管理者を中心に、次回は執行者・実務者を中心に、とか。あるいは、今回は、貧困の克服をメイン・テーマに、次回はインフラなど開発プロジェクトの策定・評価をメイン・テーマに、さらにその次は（地域）産業政策をメイン・テーマに、といった具合に。

以上は、セミナーの成果を参加者の視点から一層効果のあるものにするためのものである。多様なバックグラウンドをもつ参加者を対象とすると、現実には内容も総花的にならざるを得ないし、その水準も平均的なものにならざるを得ない。当初はそれでも受け入れ側の体勢からやむを終えない面もあるが、以上の点は将来の方向性として検討しておくことが必要であろう。

同様にカリキュラムの運営に当たっても、座学の場合には、可能な限り参加者のニーズに則した講義のテーマを選択し、提供するという観点からの配慮が必要であろう。例えば、一人当たり国民所得が約三倍もの違いがあるペルーとチリについて、同じテーマで、同じスタイルの講義展開がベストなのかどうかは、検討されなければならない。チリについては、すでに地方開発計画セミナーは多年にわたる実績もあるし、成果も収めてきている。来日する参加者のレベルも高い。そうした状況の下では、日本人講師の側から一方的に講義をするのではなく、ディスカッション形式でのセミナー運営も考えられてよいかも知れない。

4. カントリー・レポートに関して

参加者が来日する際に、カントリーレポートを提出してもらっている。国別特設セミナーの際には、地域の抱える問題・課題を提示してもらい、またその問題を解決するためにはどのような政策手段が考えられるかを提案してもらっている。このカントリー・レポートはセミナーの冒頭に報告してもらっている。これは、日本での研修に問題意識を明確に持ってきてもらうという意味合いが込められている。その上で、研修期間中に講義やフィールド・トリップを通して見開きしたことを通じて、当初考えていたその解決策が妥当なものであったかどうかを検証してもらい意味合いもある。それを最終日にスタディ・レポートとして報告してもらっている。

こうした観点からすると日本側の関係者はカントリー・レポートの報告会や、スタディ・レポートの報告会に積極的に参加する事によって、対象とする国の実状を認識し、それを講義内容などに生かし、また研修の成果が満足いくものであったかの検証をすべきである。

以上が新たに始まるペルーの、そして実績を積み上げてきたチリの研修に関する今後の方向性について、調査団が実際に見開けてきた両国の実状から検討してきた主な点である。いうまでもなく、地方開発計画は計画それ自体に目的があるのではなく、それぞれの国の国民一人一人の経済的・社会的厚生を高めることにあるということを最後に確認しておきたい。

V. 別添資料

SPECIAL SURVEY TEAM FOR TRAINING COURSES IN
THE REGIONAL DEVELOPMENT AND PLANNING
ORGANIZED BY JICA(JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY)

The Special Survey Team is going to be dispatched to Peru from 11th to 13rd of November for the purpose of proposing and discussing the outline of the "Seminar on Regional Development and Planning for the Republic of Peru" to be implemented in February, 1997 under the country-focused group training programme of JICA.

The team aims to gain fruitful information and requests from the Government of Peru in order to organize the Seminar which meets the needs in the field of regional development and planning in Peru.

Hokkaido, an island located in the north of Japan, has a population of some 5.64million and an area of 83,500 km.

It now enjoys a high level of social and economic development on a scale comparable to that of other developed countries despite its relatively short history of 120 years.

Part of the reason Hokkaido has realized such success is because of its well-planned comprehensive development projects.

We believe it useful for the Peruvian officials who is in charge of regional development to participate in the Seminar to study the results and the knowlege accumulated in Hokkaido.

Hokkaido Development Bureau, which is scheduled to be the implementation body of the Seminar, has been carrying out the similar types of seminars for other development countries under the technical cooperation programme of JICA for many years.

We have herewith prepared the Course Outline of up-coming Seminar in accordance with methodology based on the series of implementation of the above-mentioned seminars.

It is our wish that the discussion with authorities concerned in Peru will be beneficial for the up-coming Seminar by extracting the useful suggestion from Peruvian Government to be reflected on the implementation.

I. COURSE OUTLINE

1. Duration : From February 24,1997 to March 25,1997

2. Number of Participants to be accepted : 15

3. Training Needs

The government of Peru is now attaching great emphasis on resolving the problem of poverty.

In particular, it is recognized that the effective regional development is indispensable to redressing the imbalances of living condition between capital area and provinces.

In this connection, the government of Peru has requested to Japan to carry out the training course which will contribute to the development of human resources who are expected to be engaged in the formulation, operation and review of regional development project in Peru.

4. Purpose

This course is designed to provide the government officials engaging in the field of regional development and planning with practical knowledge and wide -range perspectives for its planning and management of regional development policy through the effective combination of case studies, lectures, discussions and field-trips regarding regional development in Hokkaido.

5. Objective

Upon successful completion of the course, participants are expected to understand :

- (1) how to plan and manage regional development policy through studying several projects in Hokkaido.
- (2) the various methods of planning and promoting local-level projects.
- (3) the basic knowledge of close relation between development planning and environmental problems.
- (4) the basic policy and systems for regional development in Hokkaido.

6. Curriculum (tentative)

(Number of Days)

1. Presentation of Country Report 0.5		
2. Lectures on General Subjects		
A Administrative and Financial System in Japan		
• Development Administration	0.5	
• Local Administrative and Public Financial System	0.5	
• Financial System in Japan	0.5	
B Outline of Development in Hokkaido		
• History of Development in Hokkaido	0.5	
• Comprehensive Development System in Hokkaido	0.5	
Total	2.5	
3. Lectures on Specific Subjects		
A Outline of Development Projects		
• Development Projects (Agriculture, Road, Port and Harbor, River, Fishery)	1.25	
B Planning		
• Outline of Development Plan	0.5	
• City Planning in Sapporo	0.5	
C Environmental Policy		
• Environmental Policy in Japan	0.5	
D Others		
• Regional Development Projects	0.25	
• Analysis of Regional Economic Structure	0.5	
• Industrial Policy and Regional Promotion	0.5	
• Educational Policy in Hokkaido	0.5	
• Housing Policy in Hokkaido	0.5	
• Medical and Welfare System in Hokkaido	0.5	
• Financial System in Japan	0.5	
• Discussion (Preparation of Study Report)	0.5	
Total	6.5	
		4. Field Trip
		• Lectures and Observations on Regional Development Policy and Industrial Promotion by Municipalities
		4.0
		5. Study Report
		0.5
		6. Evaluation Meeting
		0.25

7. Methodology

(1) Instruction Method

lectures, discussions and field trips to the related agencies and institutions are conducted in an effectively concerted manner in the process of acquiring skills.

Training time allocation by instruction method :

Lecture	64%
Discussions	9%
Field trips	27%

(2) Language

The course is conducted through interpretation of Japanese into Spanish.

8. Training Institution

The course will be primarily held at :

Hokkaido Development Bureau
Kita 8-jo, Nishi 2-chome, Kita-ku, Sapporo Hokkaido,
060 Japan
Tel. : 81(*)-11(**)-709-2311 (* : country code for Japan
** : area code for Sapporo)
(Ext. 5466...International affair's division)

The Hokkaido Development Bureau was established in Sapporo in 1951 as a branch office of the Hokkaido Development Agency. The Director-General of the Hokkaido Development Agency is a Minister of State. The Bureau undertakes studies, and carries out public projects dealing with Hokkaido's roads, rivers, parks, agricultural land, harbors, fishing ports, airports and government buildings under the jurisdiction of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Ministry of Transport and Ministry of Construction.

In the administrative structure, the Agency is in charge of planning and coordination, and the Bureau is responsible for the execution of projects.

9. Certificate

Participants who have successfully completed the course will be awarded a certificate by JICA.

II. CONDITION OF APPLICATION

I. Qualifications of Applicant

Applicants should :

- (1) be nominated by the government in accordance with the procedures mentioned in III-2 below.
- (2) be an administrative official who is presently engaged in the field of the planning and implementation for the regional development.
- (3) be university graduates or equivalent.
- (4) be over twenty-five (25) and under forty (40) years of age.
- (5) be capable in spoken and written English. Experience has shown that the participants find themselves unable to make comfortable the living in Japan because of inadequate knowledge of English.
- (6) be in good health to undergo the course of training. Pregnancy is regarded as a disqualifying condition, and
- (7) not be serving in the military.

V-2 ペルー地域開発計画指導者セミナーG. 1. (案) 一改定後

(TENTATIVE)
INFORMATION ON COUNTRY FOCUSED
GROUP TRAINING COURSE
IN
SEMINAR ON REGIONAL DEVELOPMENT AND PLANNING
FOR THE REPUBLIC OF PERU

(国別特設：ペルー地域開発計画指導者セミナー)
(COURSE NO:J9611835)

F.Y.1996

THE GOVERNMENT OF JAPAN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

I. COURSE OUTLINE

1. Duration : From February 24,1997 to March 25,1997

2. Number of Participants to be accepted : 15

3. Training Needs

The government of Peru is now attaching great emphasis on resolving the problem of poverty.

In particular, it is recognized that the effective regional development is indispensable to redressing the imbalances of living condition between capital area and provinces.

In this connection, the government of Peru has requested to Japan to carry out the training course which will contribute to the development of human resources who are expected to be engaged in the formulation, operation and review of regional development project in Peru.

4. Purpose

This course is designed to provide the government officials engaging in the field of regional development and planning with practical knowledge and wide -range perspectives for its planning and management of regional development policy through the effective combination of case studies, lectures, discussions and field-trips regarding regional development in Hokkaido.

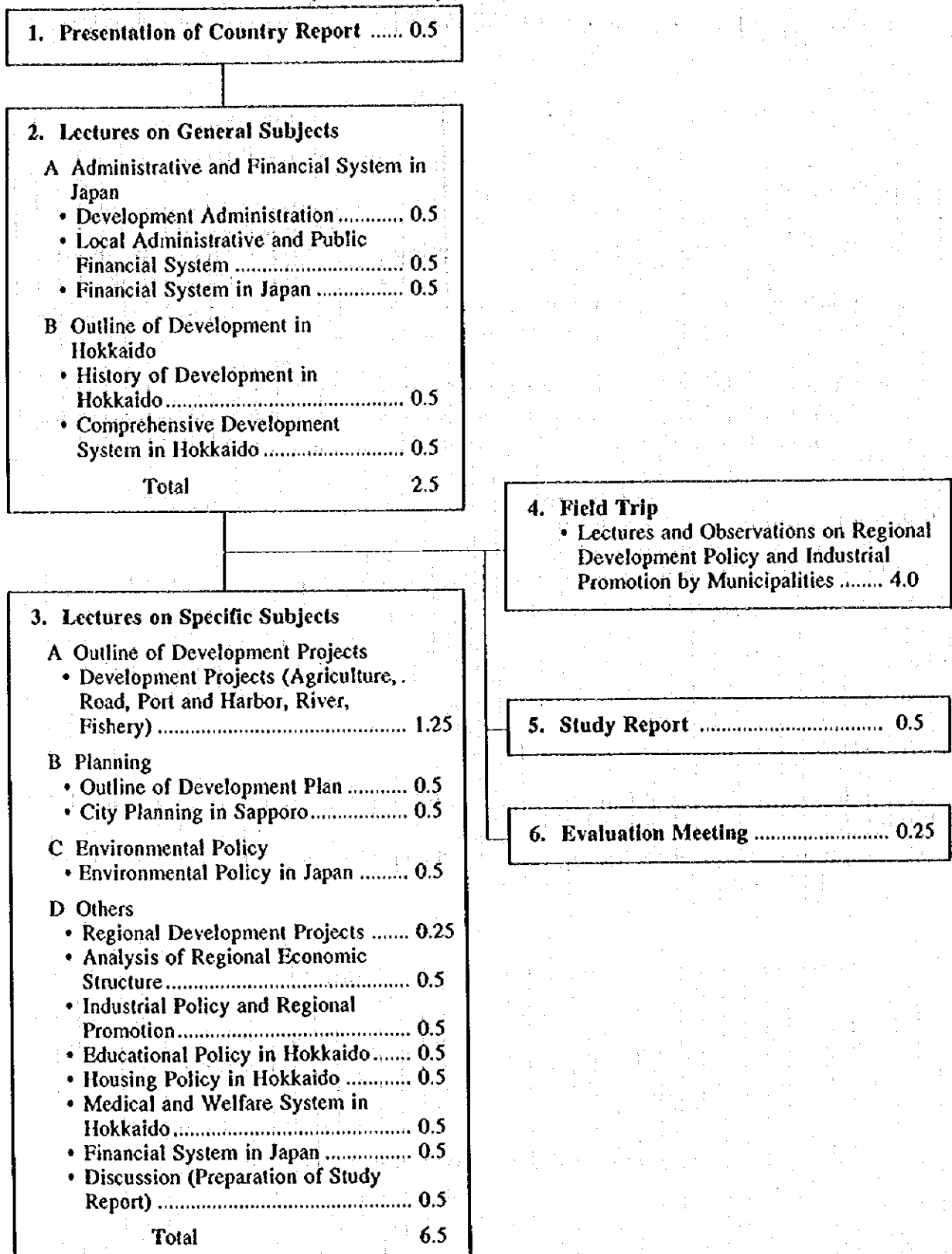
5. Objective

Upon successful completion of the course, participants are expected to understand :

- (1) how to plan and manage regional development policy through studying several projects in Hokkaido.
- (2) the various methods of planning and promoting local-level projects.
- (3) the basic knowledge of close relation between development planning and environmental problems.
- (4) the basic policy and systems for regional development in Hokkaido.

6. Curriculum (tentative)

(Number of Days)



7. Methodology

(1) Instruction Method

lectures, discussions and field trips to the related agencies and institutions are conducted in an effectively concerted manner in the process of acquiring skills.

Training time allocation by instruction method :

Lecture	64%
Discussions	9%
Field trips	27%

(2) Language

The course is conducted through interpretation of Japanese into Spanish.

8. Training Institution

The course will be primarily held at :

Hokkaido Development Bureau
Kita 8-jo, Nishi 2-chome, Kita-ku, Sapporo Hokkaido,
060 Japan
Tel. : 81(*)-11(**)-709-2311 (* : country code for Japan
** : area code for Sapporo)
(Ext. 5466...International affair's division)

The Hokkaido Development Bureau was established in Sapporo in 1951 as a branch office of the Hokkaido Development Agency. The Director-General of the Hokkaido Development Agency is a Minister of State. The Bureau undertakes studies, and carries out public projects dealing with Hokkaido's roads, rivers, parks, agricultural land, harbors, fishing ports, airports and government buildings under the jurisdiction of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Ministry of Transport and Ministry of Construction.

In the administrative structure, the Agency is in charge of planning and coordination, and the Bureau is responsible for the execution of projects.

9. Certificate

Participants who have successfully completed the course will be awarded a certificate by JICA.

III. CONDITION OF APPLICATION

1. Qualifications of Applicant

Applicants should :

- (1) be nominated by the government in accordance with the procedures mentioned in III-2 below.
- (2) be a core office clerk who is presently engaged in the field of the planning and implementation for the regional development in the central or local government and not be a high-ranking officer.
- (3) be university graduates or equivalent.
- (4) be over twenty-five (25) and under forty-five (45) years of age.
- (5) be in good health to undergo the course of training. Pregnancy is regarded as a disqualifying condition, and
- (6) not be serving in the military.

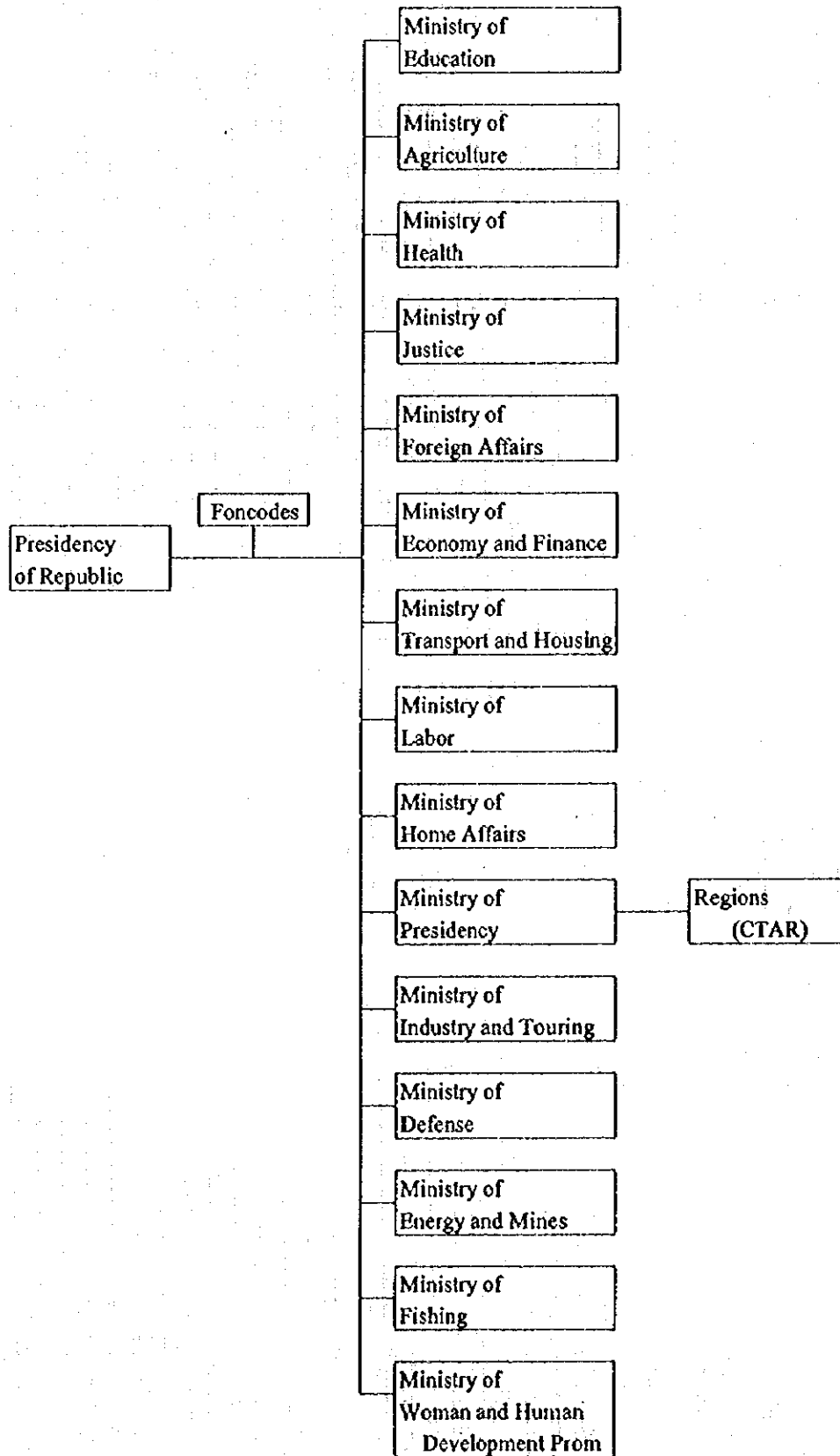
2. Procedure for Application

- (1) The government of Peru desiring to nominate applicants for the course should fill in and forward five(5) copies of the Nomination Form(FormA2A3) for each applicant to the Embassy of Japan in Peru by January 17, 1997
- (2) The Embassy of Japan in Peru will inform the government of Peru whether or not the nominee's application has been accepted by January 24, 1997 .

V-2 ペルー地域開発行政組織参考資料

(本編はペルー大統領府担当官の作成した資料を編集したもの)

EXECUTIVE POWER ORGANIZATION CHART



POLITICAL ORGANIZATION OF PERU

<u>Denomination</u>	<u>Number</u>	<u>Ruler</u>
Region	12	Regional President
Department	24	No government is only geographical divi.
Province	176	Province niayor
District	1,793	District Mayor

Over the regional presidents is the Ministry of Presidency, which depends of the Presidency of the Republic.

The Peruvian State is based on the separation of powers in three branches:

-Executive Power

-Legislative Power

-Judicial Power

LEVELS OF GOVERNMENT

1)Central Government

2)Regional Government

3)Local Government in provinces and district

POLITICAL ORGANIZATION OF PERU

Regions	Departments	Provinces	Districts
Grav	2	9	88
Nor-Oriental del Marañon	3	23	243
La Libertad	1	12	82
San Martin	1	10	177
Loreto	1	6	47
Chavin	1	16	104
Andres Bvelino Caceres	3	20	243
Ucayali	1	4	14
Libertadores-Wari	3	24	245
Inca	3	17	235
Arequipa	1	8	109
Moquegua-Tacna-Puno	3	20	154
Total	23	169	1,741

The department of Lima, where is located the capital city, is a special case; therefore is not a region. It is formed by 7 provinces and 52 districts.

WHY REGIONAL GOVERNMENT CHANGED TO CTAR?

The Peruvian government in the process of change of its structure has decided to re-organize the administration of the regional governments to correct the bureaucracy and the centralism at the regional scope establishing for it the CTAR (Transitory Council of Regional Administration)

Functions of the CTAR are:

- to promote the comprehensive development at its geographical scope with the participation of the public institutions and social organizations
- to promote the private investments
- to coordinate projects with local governments
- to approve the regional plan and budget

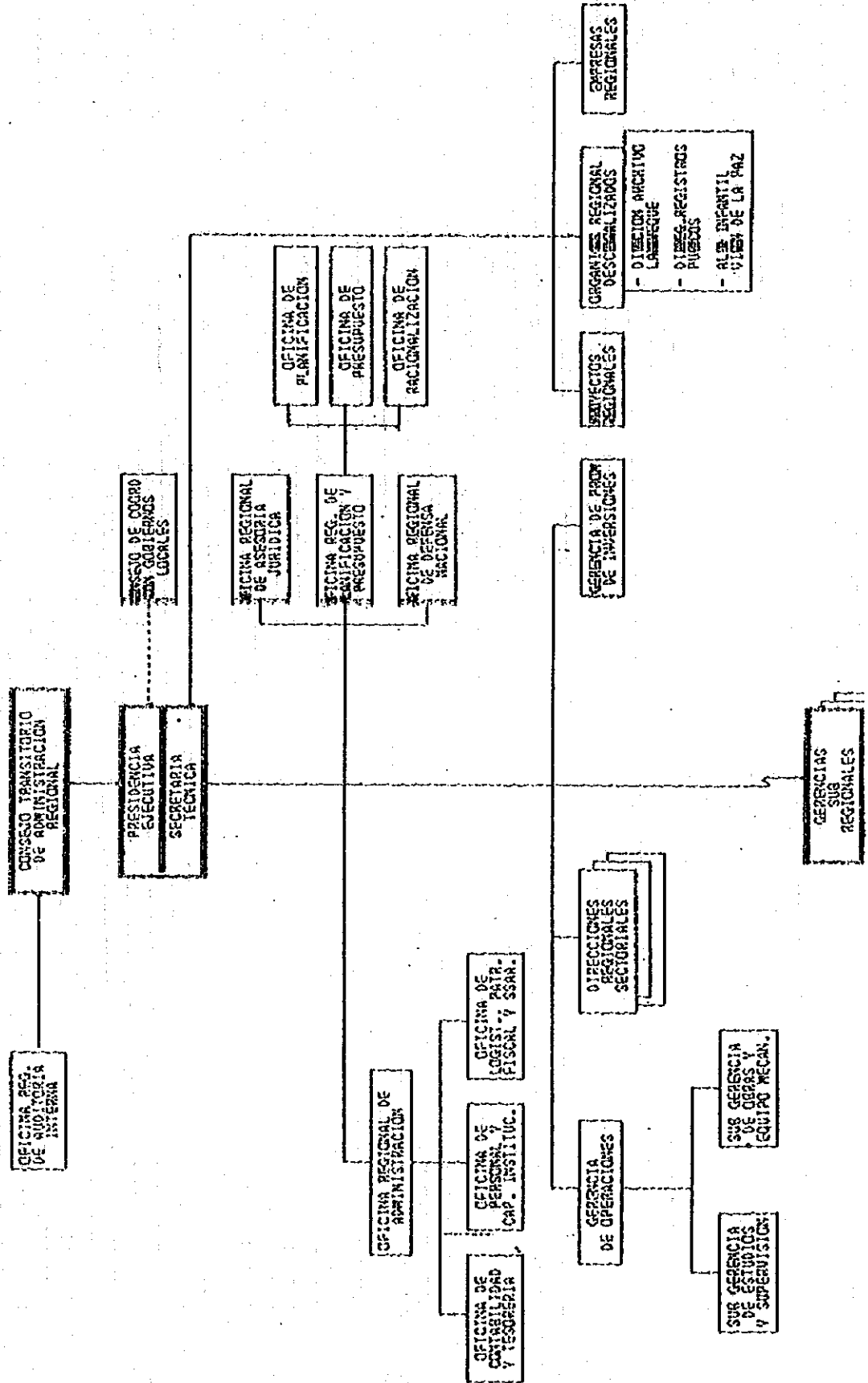
FONCODES

Foncodes = National fund of compensation and social development

Foncodes is a public institution oriented to the social investment. Its administration depends of the presidency of republic, but the financial resources are channeled by means of the ministry of presidency. It has offices at each regions, and its general director is in Lima city.

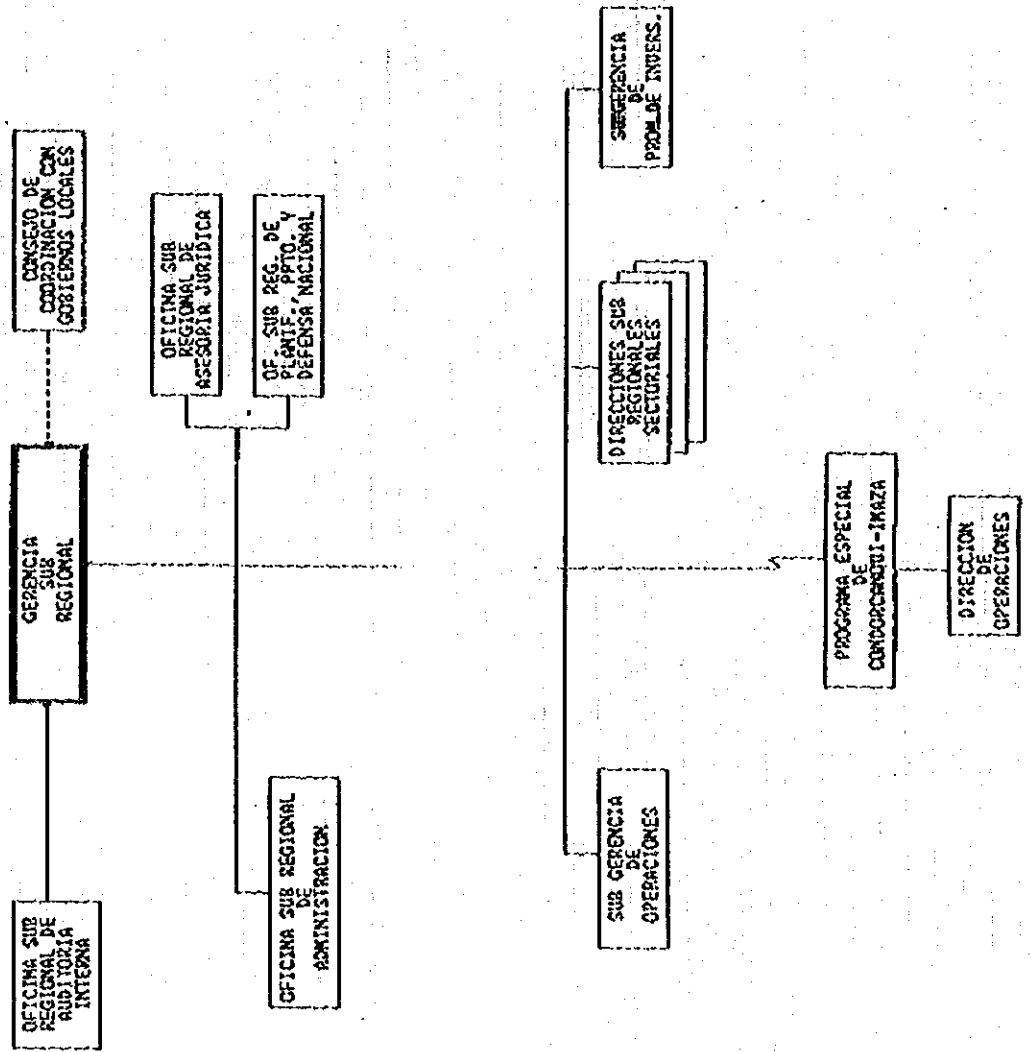
DE LA REGION NOR ORIENTAL DEL MARAÑO / ノールオリエンタルマラニョン地方

*** SEDE REGIONAL ** PAG. No. 01 DE 06



ORGANIGRAMA ANALITICO DEL CONSEJO TRANSITORIO DE ADMINISTRACION REGIONAL
DE LA REGION NOR ORIENTAL DEL MARANON

*** GERENCIA SUB REGIONAL JAEN *** P.A.E. NO. 02 DE 06



ORGANIGRAMA DEL MINISTERIO DE LA PRESIDENCIA

